

目 次

障害者手帳・サポート手帳

1. 手帳の交付

- (1) 身体障害者手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 療育手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付・・・・・・・・ 1

2. サポート手帳の配布・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

相談の窓口

1. 生活相談・援護の窓口

- (1) 寄居町役場・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 寄居町障害者基幹相談支援センター・・・・・・・・ 3
- (3) 埼玉県北部福祉事務所・・・・・・・・ 3
- (4) 埼玉県熊谷児童相談所・・・・・・・・ 3
- (5) 民生委員・児童委員、主任児童委員・・・・・・・・ 4
- (6) 埼玉県総合リハビリテーションセンター・・・・・・・・ 4
- (7) 障害者生活支援センター・・・・・・・・ 5
- (8) 発達障害者支援センター・・・・・・・・ 5
- (9) 中核発達支援センター・・・・・・・・ 5
- (10) 地域療育センター・・・・・・・・ 6
- (11) 聴覚障害者相談・・・・・・・・ 6
- (12) 埼玉県聴覚障害児支援センター・・・・・・・・ 6
- (13) 埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センター）・・・・・・ 7
- (14) 埼玉県難病相談支援センター・・・・・・・・ 7

2. 予防・衛生の窓口

- (1) 埼玉県熊谷保健所・・・・・・・・ 7
- (2) 埼玉県立小児医療センター・・・・・・・・ 7
- (3) 埼玉県立精神保健福祉センター・・・・・・・・ 10
- (4) 埼玉県立精神医療センター・・・・・・・・ 11

3. 職業相談・職業紹介の窓口

(1) 熊谷公共職業安定所（ハローワーク熊谷）	11
(2) よりいジョブセンター	11
(3) 寄居町障害者就労支援センター	12
(4) 障害者就業・生活支援センター	12
(5) 埼玉障害者職業センター	12
(6) 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	13
(7) 高等部のある県立特別支援学校	13

4. その他の相談窓口

(1) 寄居町社会福祉協議会	14
(2) 寄居町総合相談支援センター	14
(3) 権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）	15
(4) 埼玉県障害者交流センター	15
(5) 身体障害者結婚相談員	15
(6) 身体障害者補助犬相談窓口	16
(7) 心をつなぐ家族電話相談	16
(8) ポプリー電話相談	16
(9) 自殺予防 いのちの電話	16
(10) 寄居町障害者虐待防止センター	16
(11) 埼玉県虐待通報ダイヤル＃７１７１	17

医 療

1. 医療の給付等

(1) 自立支援医療費（更生医療）の給付	17
(2) 自立支援医療費（育成医療）の給付	18
(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の給付	18
(4) 重度心身障害者医療費の助成	18
(5) 後期高齢者医療制度の障害認定	19
(6) 障害者歯科診療	19
(7) 結核医療費の公費負担	19
(8) 肝炎治療医療費助成	20
(9) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	20
(10) 指定難病に係る医療給付制度	20

(11) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	20
(12) こども医療費助成制度	21
(13) ひとり親家庭等医療費助成制度	21
(14) 未熟児養育医療助成制度	21

日常生活の支援

1. 補装具・日常生活用具等

(1) 補装具費の支給	22
(2) 日常生活用具の給付・貸与	22
(3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	28
(4) 難聴児補聴器購入費助成事業	28
(5) 入浴サービス	28
(6) 紙オムツ支給事業	29
(7) 理美容サービス事業	29
(8) 車いす無料貸し出し事業	29
(9) ふれあい配食サービス事業	30
(10) よりいふれあいサービス事業	30
(11) ふれあい収集	31

2. 住宅

(1) 重度障害者居宅改善整備費補助事業	31
(2) 県営住宅の入居の抽選当選率優遇・家賃減免	31

3. 在宅支援

(1) 障害福祉サービス等	32
(2) 障害児（者）生活サポート事業	32
(3) 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業	32
(4) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	33
(5) 成年後見制度	33

社会参加

1. 行動範囲の拡大

(1) リフト付大型バスの提供	34
(2) 自動車運転適性相談	34
(3) 自動車運転免許取得費用の助成	34
(4) 身体障害者補助犬の給付	35
(5) 自動車改造費用の助成	35
(6) 駐車禁止除外標章の申請	35
(7) 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	36
(8) リフト付き自動車運行事業（移送サービス）	36
(9) 重度身体障害者自動車燃料費補助事業	36
(10) 福祉有償運送	37
(11) 障害者手帳アプリ（ミライロID）	37
(12) 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	38

2. 社会活動の助長・援助等

(1) 広報誌のデイジー版発行	39
(2) 点字・点訳物の発行・配布	39
(3) 手話学習会の開催	40
(4) ふれあい広場の開催	40
(5) 県広報紙「彩の国だより」点字版・デイジー版の発行	40
(6) 「埼玉県議会だより」点字版・デイジー版の発行	40
(7) 点字図書・録音図書の貸出と作成・対面朗読等	41
(8) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	41
(9) 埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	41
(10) 障害者ITサポートセンター	41
(11) オストメイト社会適応訓練	42
(12) 郵便等による不在者投票制度	42
(13) 寄居町障害者交流センター	43
(14) 障害者団体	43

経済的支援

1. 手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当	44
(2) 児童扶養手当	44
(3) 障害基礎年金	45
(4) 障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）	46
(5) 特別障害給付金	47
(6) 心身障害者扶養共済制度	47
(7) 特別障害者手当等	48
(8) 在宅重度心身障害者手当	48

2. 税の控除・減免

(1) 税金の控除	49
(2) 個人事業税の非課税	51
(3) 自動車関係税の減免	51
(4) 利子等の非課税	55
(5) 保育料等の軽減・減免	55

3. 公共料金の割引

(1) 運賃の割引	56
(2) 有料道路通行料金の割引	59
(3) NHK受信料の減免	61
(4) 郵便料金等の減免	61
(5) 青い鳥郵便葉書の配布	61
(6) NTT電話番号案内の料金免除	62
(7) 携帯電話基本使用料等の割引	62

4. 各種資金の貸付

(1) 埼玉県障害者福祉資金	63
(2) 寄居町福祉資金	63
(3) 埼玉県生活福祉資金	63

就 労

1. 職業訓練等

- (1) 障害者職業能力開発校…………… 66
- (2) 短期の職場適応訓練事業…………… 66
- (3) 障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用事業）…………… 67
- (4) 障害者対象委託職業訓練…………… 67
- (5) あんま・マッサージ、針灸技術習得…………… 67
- (6) ヘレン・ケラー学院盲学生技能修得訓練委託制度…………… 68

障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

1. 障害福祉サービス等

- (1) サービス内容…………… 69
- (2) 日中活動と住まいの場の組み合わせ…………… 71
- (3) サービスの利用の手続き…………… 72
- (4) サービス利用者負担…………… 73

2. その他のサービス

- (1) 自立支援医療…………… 74
- (2) 地域生活支援事業…………… 74

高齢者支援

- (1) 介護保険制度…………… 75
- (2) 地域包括支援センター…………… 76
- (3) シルバー人材センター…………… 76
- (4) 高齢者福祉タクシー利用料金助成…………… 76
- (5) 要援護高齢者布団乾燥事業…………… 76
- (6) 老人日常生活用具給付等…………… 77
- (7) 緊急時通報システム…………… 77
- (8) 徘徊高齢者探索システム…………… 77
- (9) 徘徊高齢者等早期発見シール事業…………… 77
- (10) 救急医療情報キットの配布…………… 78
- (11) 歩行補助杖等の給付…………… 78

(12) 介護マークの貸出し	78
----------------	----

緊急時・災害時等の支援

(1) 緊急時の１１０番通報	79
(2) 緊急時の１１９番通報	79
(3) 寄居町メール配信サービス	80
(4) ヘルプマーク	80
(5) 地域支えあい活動見守り登録事業	80
(6) 災害時避難行動要支援者登録制度	81
(7) よりい災害時支援用バンダナ	81
★ 災害への備えについて	82

資料編

関係機関一覧	86
障害者のための福祉施設等	87
寄居町内障害福祉事業所等一覧	88
寄居町ボランティアグループ一覧	90
障害者関係シンボルマーク一覧	92
障害等程度別該当事業一覧	95

【巻末】

ファックス１１０番送信票（警察用）

緊急FAX通報送信票（消防・救急用）



障害者手帳・サポート手帳

1. 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付

対 象 者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

内 容 障害の程度によって1級から6級までに区分され、知事が交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(2) 療育手帳の交付

対 象 者 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）で、知的障害者と判定された方

内 容 障害の程度によって④、A、B、Cに区分され、知事が交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

対 象 者 統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、発達障害、高次脳機能障害及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

内 容 障害の程度によって1級から3級までに区分され、知事が交付します。診断書により申請する場合は、初診日から6ヵ月以上経過した後に申請をすることができます。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

2. サポート手帳の配布

「サポート手帳」は、発達障害のある方について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうために埼玉県が作成したものです。必要に応じて、発達に気がかりなことがある方なども使用することができます。

下記窓口で無償配布しておりますのでご活用ください。

☞ 窓 口 **寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

寄居町役場 子育て支援課

電話 048-581-2121 内線 201～206

寄居町役場 教育指導課

電話 048-581-2121 内線 521

発達障害は、以下に挙げられるほか、これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するものとされています。発達障害の特性について周囲の人が理解し、適切に支援することで日常生活の困難さを軽減することができます。

1、広汎性発達障害

コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に係る発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

○自閉症

自閉症は、「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障害です。最近では、自閉スペクトラム症（ASD）と呼ばれることも多いです。

○アスペルガー症候群

広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「興味・関心の偏り」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることがわかりにくいですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

2、注意欠陥多動性障害（AD/HD）

「不注意」「多動・多弁」「衝動的な行動」などを特徴する発達障害です。

3、学習障害（LD）

全般的な知能発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態を言います。

相談の窓口

1. 生活相談・援護の窓口

(1) 寄居町役場

障害児（者）福祉等の情報提供、相談指導、援護など総合的な福祉サービス提供の窓口であるとともに、北部福祉事務所が行う生活保護のサービス提供等に必要な相談指導を協力して行っています。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

こころの健康問題やひきこもり等でお困りの本人や家族からの相談を受け付ける「こころの健康相談」や、乳幼児の発達相談として、作業療法士による「にじいろ発達相談」、言語聴覚士による「ことばの相談」を実施しています（いずれも予約制）。

☞ 窓 口 寄居町役場 健康づくり課 保健指導班

電話 048-581-2121 内線 211・212・217

(2) 寄居町障害者基幹相談支援センター

町内にお住まいの障害のある方が、安心して生活できるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核を担っています。障害のある方、その家族等からの相談に応じて必要な情報の提供を行います。

☞ 窓 口 寄居町障害者基幹相談支援センター（寄居町社会福祉協議会内）

電話 048-501-7027 FAX 048-581-8544

(3) 埼玉県北部福祉事務所

生活保護、ひとり親家庭及び女性相談などの福祉サービスを提供し、町との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

☞ 窓 口 埼玉県北部福祉事務所 電話 0495-22-0101

(4) 埼玉県熊谷児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への一時保護等を実施するなど、それぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

☞ 窓 口 埼玉県熊谷児童相談所 電話 048-521-4152

(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員

障害児（者）や地域の要援護者の相談に応じ、助言その他の援助を行うとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています（民生委員・児童委員 73 名、主任児童委員 3 名）。

特に、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する民生委員・児童委員と一体になって活動します。

☞ **事務局 寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(6) 埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談所業務などの相談事業を行っています。

①身体障害者更生相談

身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うにあたり医学的、心理学的及び職能的判定を行っています。また、町の依頼により補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定の申込は町経由での受付となりますので、福祉課へご相談ください。

☞ **窓口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

～(センター直接の相談は受け付けておりません)～

②知的障害者更生相談

市町村からの依頼により18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

障害基礎年金の診断書は作成していません。

相談・判定の申込は町経由での受付となりますので、福祉課へご相談ください。

☞ **窓口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

～(センター直接の相談は受け付けておりません)～

③高次脳機能障害に関する相談

高次脳機能障害のある方、その家族及び関係機関からの相談に応じています。

☞ **窓口 埼玉県高次脳機能障害者支援センター**

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）

電話 048-781-2236

（７）障害者生活支援センター

在宅の障害児（者）及び保護者に対して家庭を訪問する等により生活等の指導・相談を実施するとともに、各種福祉サービスの提供に関する援助・調整を行います。

また、必要に応じて、障害者の生活ニーズに基づいたサービス提供の検討や、関係機関との連携を図り、地域で暮らす障害者の支援を行います。

対 象 者 地域で暮らす身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

☞ 窓 口 ○身体・知的障害者 **寄居町障害者生活支援センター「とも」**

〒369-1204 寄居町大字藤田 179-1（埼玉療育園内）

電話 048-580-0215

（埼玉県障害児等療育支援事業受託事業者）

相談支援センターYeast（イースト）

〒369-0217 深谷市山河 1054-1 ハイム松島 1F

電話 048-577-3540

○精神障害者

地域生活支援センター 向陽（こうよう）

〒360-0816 熊谷市石原 519-5

電話 048-599-2020

（８）発達障害者支援センター

①発達障害児（者）とその家族からの相談に応じています。

②市町村や関係支援機関等に対する支援をしています。

③発達障害の理解啓発をすすめる講座等を開催しています。

☞ 窓 口 **埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」（19歳以上）**

〒350-0813 川越市大字平塚新田字東河原201-2

電話 049-239-3553 FAX 049-233-0223

埼玉県発達障害総合支援センター（18歳以下）

〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2

（埼玉県立小児医療センター南玄関3階）

電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

（９）中核発達支援センター

発達障害児の早期支援体制の充実を図るための発達障害の診療・療育の拠点です。

内 容 発達障害児が専門的な支援を受けられるように、医師及び作業療法士等による診療・療育を行います。

利 用 方 法 予約制の為、必ず事前に下記窓口にお問い合わせください。

 窓 口 光の家療育センター

〒350-0495 入間郡毛呂山町毛呂本郷 38

電話 049-276-1357

福祉医療センター太陽の園

〒369-0101 熊谷市津田 1855-1

電話 0493-39-2851

(10) 地域療育センター

発達障害の特性が気になる子どもに、専門職がその子に合った個別療育を提供することにより、発達の支援を行います。

対 象 児 発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子ども

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方や、
児童発達支援センター等で個別療育を受けている方は対象外です。

利 用 方 法 予約制の為、必ず事前に下記窓口にお問い合わせください。

 窓 口 北部地域療育センター

〒369-1204 寄居町大字藤田 179-1 (埼玉療育園内)

電話 048-581-0025

(11) 聴覚障害者相談

聴覚障害者及び関係者からの、日常生活や社会生活上の相談に応じます。内容により、関係機関と連携して対応します。

 窓 口 埼玉聴覚障害者情報センター (聴覚障害者相談員)

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎別館 2 階)

電話 048-814-3353 FAX 048-814-3355

(12) 埼玉県聴覚障害児支援センター

お子さんの聞こえ(聴覚)が気になる場合や、新生児聴覚スクリーニング検査で要再検査と言われた場合など、聞こえに関する様々な心配ごとについて相談員が対応し関係機関と連携してサポートします。

受 付 時 間 9:30~15:30 (土日・祝日、年末年始を除く)

 窓 口 皆光園

〒366-0801 深谷市人見 1998

電話 048-577-5503

(13) 埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センター）

医療的ケア児等とその家族からの相談・助言、情報提供などを行います。

・地域センター たいよう（北部）

開 所 時 間 9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

☞ 窓 口 （社福）清風会 福祉医療センター太陽の園

〒369-0101 熊谷市津田 1855-1

電話 0493-39-1114

(14) 埼玉県難病相談支援センター

埼玉県の委託を受け、難病患者やその家族の日常生活における悩みや不安等の相談及び支援、患者会の紹介やハローワーク等と連携した就労支援制度の紹介等、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を行っています。

・医療に関する相談

受 付 時 間 10：00～16：00（土日・祝日、年末年始を除く）

☞ 窓 口 〒349-0196 蓮田市黒浜 4147（国立病院機構東埼玉病院内）

電話 048-768-3351 FAX 048-768-2305

・生活・就労・患者会に関する相談

受 付 時 間 10：00～16：00（土日・祝日、年末年始を除く）

☞ 窓 口 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1（県障害者交流センター内）

電話・FAX 048-834-6674

2. 予防・衛生の窓口

(1) 埼玉県熊谷保健所

結核、感染症、精神保健、子どもの心やひきこもり等の相談や結核、指定難病、小児慢性特定疾病、不妊治療、肝炎治療などの医療費の公費負担申請の受付及び健康相談を実施します。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 **電話 048-523-2811**

(2) 埼玉県立小児医療センター

①医療部門

子ども専門の総合的な医療機関で、重篤・難治な病気の診療を行っています。診療を受けるには、医師の紹介と予約が必要です。

ア. 診療の内容

総合診療科、新生児科、代謝・内分泌科、消化器・肝臓科、腎臓科、感染免疫・アレルギー科、血液・腫瘍科、遺伝科、循環器科、神経科、精神科、小児外科、移植外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、小児歯科、集中治療科、救急診療科、外傷診療科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科（歯科は当センターの患者を対象としています）

イ．受診の申込み

予約時間……………・初診の方 平日 午後2時～午後5時
・再診の方 平日 午前9時～午後5時

予約専用電話…048-601-0489

持参するもの…医師の紹介状、健康保険証、母子健康手帳、医療券（公費負担の場合）

②保健発達部門

ア．保健部門

子どもの健康増進、疾病の早期発見、地域小児保健活動の援助など小児保健活動を行います。

- (a) 予防接種センター：地域医療機関、保健機関で予防接種施行が困難な児への評価と接種、予防相談、予防接種の情報提供と啓発、医療・保健担当者の指導、海外渡航、移住に伴う予防接種の実施
- (b) 専門外来の実施：小児医療センター内、地域医療機関、保健機関からの紹介児を対象とする下記外来
 - ・精神保健外来：情緒・行動問題、学童期の発達障害の診察、カウンセリング、コンサルテーション、虐待防止対策（虐待防止チームと連携しての評価と相談、関係機関との連携）
 - ・遺伝外来：出生前、出生後の先天異常の診断、遺伝相談、生活指導と発達評価
 - ・心臓検診外来：一次スクリーニングで異常（又は疑い）が指摘された児に対する精密健診と事後措置

イ．発達部門

障害児及び境界児に対し、予防はもとより障害を早期に発見し治療や訓練を行います。

- (a) 発達評価外来：発達を総合的に評価し、地域における事後措置につなげるための外来
 - ・アセスメント外来：スクリーニングの評価により更に精密で多角的な評価が必要と判

断された児を対象に行う医師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士等多種多様による総合的発達評価

(b) 発達支援外来：機能訓練とその評価、指導を主体とする外来

- ・発達外来：医師による発達障害の評価と医学的診断、生活指導と治療効果の評価を中心とする経過観察
- ・理学療法外来：理学療法士による主に粗大運動機能向上、哺乳摂食機能向上、呼吸機能安定のための評価、訓練、指導
- ・作業療法外来：作業療法士による主に微細運動機能向上、感覚統合機能向上、日常生活活動技能向上のための評価、訓練、指導
- ・言語聴覚療法外来：言語聴覚士による主に発達障害、難聴、口蓋裂、気管切開等に伴う言語発達異常に対する評価、訓練、指導
- ・心理外来：臨床心理士による主に発達評価とカウンセリング
- ・視能訓練外来：視能訓練士による主に視機能異常に対する評価と訓練、指導

(c) 多職種集団外来：同一疾患を有する児と家族が複数参加し、多職種による総合的評価、訓練指導を多角的に行い、併せて家族間交流を図る機能を有する外来

- ・DK外来：ダウン症児が対象
- ・SH外来：重症心身障害児が対象
- ・PW外来：プラダーウィリー症候群の児が対象
- ・かぶとむし外来：二分脊椎症児が対象
- ・もぐもぐ外来：哺乳・摂食障害児が対象
- ・痙縮治療外来：痙縮のある児に対する治療
- ・難聴ベビー外来：0歳の難聴児が対象
- ・つくしんぼ外来：超・極低出生体重児が対象

(d) 装具診外来：整形外科医、理学療法士、作業療法士による装具の適応検討と処方を行う外来

ウ. 受診の申込み

予約時間………・初診の方 平日 午後2時～午後5時
・再診の方 平日 午前9時～午後5時

予約専用電話…048-601-2165

持参するもの…病院・診療所・保健所・学校などからの医師の紹介状、健康保険証、母子健康手帳

 窓口 埼玉県立小児医療センター

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2

電話 048-601-2200 FAX 048-601-2201

※予防接種の場合は下記にご相談ください（事前に手続きが必要となります）。

寄居町役場 健康づくり課 保健指導班 **電話 048-581-2121**

内線 211・212・217

（３）埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する普及啓発、保健所・市町村への技術協力、精神保健福祉相談の実施、障害者自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳に関する事務、精神医療審査会に関する事務、精神科救急情報に関すること、社会復帰訓練を行っています。

①精神保健福祉相談

精神保健福祉に関する問題を抱える本人又はその家族の方を対象に、相談援助を行います。

ア．来所相談（電話による予約が必要です。）

相談予約専用電話 電話 048-723-6811

平日 午前9時～午後5時

対象者 さいたま市を除く埼玉県民で、おおむね15歳以上の方

イ．埼玉県こころの電話

相談時間 月～金曜日の午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）

電話 048-723-1447

②社会復帰

社会復帰部門の利用については、主治医と相談の上、まず下記担当あてにお問合せください。見学などの予約を行います。

・精神科デイケア（通所）

グループ活動や作業活動を通して、社会参加をめざす利用者がそれぞれの課題に取り組むための支援を行います。社会参加コースと復職支援コースがあります。

☞ 窓 口 埼玉県立精神保健福祉センター デイケア担当

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

電話 048-723-3333（代）

③埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する方や、その家族の方などからの緊急的な精神医療相談を電話にて受け付けしています。相談内容に基づき適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

電話 048-723-8699

平日（月～金） 午後5時～翌朝午前8時30分

休日(土・日・祝) 午前8時30分～翌朝午前8時30分

④自立訓練施設けやき荘(入所)

自炊や買い物などの生活訓練を通じて、社会参加して生活することをめざします。

☞ 窓 口 埼玉県立精神保健福祉センター 自立訓練施設「けやき荘」

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

電話 048-723-1444 (代)

※けやき荘は、令和3年度から指定管理者により運営されています。

(4) 埼玉県立精神医療センター

地域の医療機関では対応が困難な方を対象に、精神科病院としての診療を行うほか、アルコールや薬物等の依存症及び児童・思春期の専門治療も行います。平成30年度に、埼玉県・さいたま市から依存症専門医療機関・治療拠点機関の指定を受けました。

診療は紹介制、予約制です。診療を希望する場合は、下記までご連絡ください。

☞ 窓 口 埼玉県立精神医療センター

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

診療予約電話 048-723-6803

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く、
午前9時～午後5時)

3. 職業相談・職業紹介の窓口

(1) 熊谷公共職業安定所(ハローワーク熊谷)

障害者の就職などについて、専門援助部門が相談を行っています。

求職申込みやその障害の状況、技能、知識、適性、希望等の登録、また就職から就職後のアフターフォローまで一貫したサービスを行っています。

☞ 窓 口 熊谷公共職業安定所

〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2

電話 048-522-5656 (44#)

(2) よりいジョブセンター

「よりいジョブセンター」は、寄居町と埼玉労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定に基づき設置したもので、町及び熊谷公共職業安定所の職業相談員等が、相談される方の実情に合わせた職業相談や職業紹介などを行っています。

また、町内在住の障害者の就職などについて、熊谷公共職業安定所の専門援助部門の相談員が相談を行っています(予約制)。

☞ 窓 口 よりいジョブセンター（寄居町役場2階）

電話 048-586-1331（午前9時～午後5時）

（3）寄居町障害者就労支援センター

障害者の就労機会の拡大を図るために、地域で一番身近な市町村が設置する支援施設です。障害者やその家族の求めに応じて、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援等の業務を行っています。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（4）障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなど「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っています。

☞ 窓 口 障害者就業・生活支援センター こだま

〒367-0101 児玉郡美里町小茂田756-3

電話 0495-76-0627

障がい者就業・生活支援センター 遊谷（ゆうこく）

〒360-0192 熊谷市江南中央1-1

熊谷市役所江南庁舎（江南行政センター）3階

電話 048-598-7669

（5）埼玉障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある方に対する職業相談・職業評価を行っているほか、就職や職場定着のために必要となるコミュニケーションスキル等の習得、作業遂行力の向上を図るための「職業準備支援」、専門の支援員（ジョブコーチ）が職場に訪問し、定着のための社内でのサポート体制作り等を支援する「ジョブコーチ支援」、うつ病等の精神疾患で休職中の方の職場復帰を支援する「リワーク支援」などの業務を行っています。

また、事業主に対する、採用計画から職場定着までの各種相談・支援、就労支援機関等の職員に対する職業リハビリテーションに関する専門的・技術的な助言・援助を行っています。

☞ 窓 口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260

（６）発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援を行います。

☞ 窓 口 ジョブセンター熊谷

〒360-0037 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木 堀口第2ビル4階・5階

電話 048-501-8917 FAX 048-501-8928

（７）高等部のある県立特別支援学校

学校では作業学習を中心に職業教育を実施しています。作業学習では、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高めています。

学校にお問い合わせの際は、各校の進路指導を担当している進路指導主事までお願いします。

No.	区分	学校名	電話	住所
1	視	塙保己一学園	049-231-2121	川越市笠幡 85-1
2	聴	大宮ろう学園	048-663-7525	さいたま市北区植竹町 2-68
3	聴	坂戸ろう学園	049-281-0174	坂戸市鎌倉町 14-1
4	肢	熊谷特別支援学校	048-532-3689	熊谷市川原明戸 605
5	知	行田特別支援学校	048-554-3302	行田市長野 4235
6	知・肢	秩父特別支援学校	0494-24-1361	秩父市大宮 5676-1
7	知	本庄特別支援学校	0495-24-3747	本庄市栗崎 828
8	知	東松山特別支援学校	0493-24-2611	東松山市野田 1306-1
9	知	羽生ふじ高等学園	048-560-2020	羽生市下羽生 320-1
10	知	深谷はばたき特別支援学校	048-578-1701	深谷市本田 50

※表の区分は、「視」＝視覚障害、「聴」＝聴覚障害、「肢」＝肢体不自由、「知」＝知的障害、の各部門がある学校です。また上記一覧は、寄居町近隣市町のための掲載となっております。

4. その他の相談窓口

(1) 寄居町社会福祉協議会

社会福祉事業の啓発・宣伝・調査研究等を通じて地域福祉活動を推進しています。また障害者に関しては、日常生活を支援するための各種事業や、ボランティアの育成など様々な相談の窓口となっています。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(2) 寄居町総合相談支援センター

寄居町社会福祉協議会内にある相談機関です。福祉の大きな4つの分野（障害福祉、権利擁護、生活困窮、高齢福祉）の生活課題に対して、総合的な相談業務を行います。状況が複雑なケースに対してもセンター各分野の専門機関が連携し、包括的に問題解決を図ります。

①寄居町障害者基幹相談支援センター

受 付 時 間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

☞ 窓 口 寄居町障害者基幹相談支援センター 電話 048-501-7027

②寄居町成年後見支援センター

成年後見制度の相談・手続き支援や普及・啓発、市民後見人の養成や法人後見の受任等の業務を行っています。

受 付 時 間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

☞ 窓 口 寄居町成年後見支援センター 電話 048-501-7027

③アスポート相談支援センター埼玉北部

生活困窮者に対する支援制度（生活困窮者自立支援制度）は、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」等、様々な困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度です。埼玉県社会福祉協議会が運営しています。

受 付 時 間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時半から午後5時まで

☞ 窓 口 アスポート相談支援センター埼玉北部 電話 048-577-6883

④大里広域地域包括支援センター寄居町社会福祉協議会

受付時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで

☞ 窓口 大里広域地域包括支援センター寄居町社会福祉協議会（折原、鉢形、男衾地区）

電話 048-581-8548

（３）権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）

認知症高齢者や障害者の日常生活の法律問題等について、専門の相談員が無料で相談を受けています。

①生活相談 家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後4時

②法律相談 相続・遺言・財産管理・消費契約等の法的なアドバイスについて

（要予約） 相談日時 水・金曜日（祝日、年末年始を除く）

午後1時～2時30分

電話 048-822-1204 FAX 048-822-1406

（４）埼玉県障害者交流センター

障害のある方の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの便宜を提供します。

屋内外の各文化施設・スポーツ施設について、障害のある方は無料で利用できます（介助者1名は施設利用料が免除となります）。また、障害のない方も、障害のある方の利用を妨げない範囲で利用できます（有料）。なお、障害のある方が優先の無料送迎バスを運行しています。

（バス時刻表はこちら→ <http://www.kouryu.net/i/>）

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

電話 048-834-2222 FAX 048-834-3333

URL <http://www.kouryu.net/>

（５）身体障害者結婚相談員

結婚を希望する身体障害者に対して、結婚に関する各種相談・紹介を行うほか、出会いの場となる交流会等を開催しています。下記相談窓口へお問い合わせください。

受付時間 月・水・金曜日 午前10時～午後4時

☞ 窓口 （社福）埼玉県身体障害者福祉協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎内）

電話 048-822-5333 FAX 048-822-6442

(6) 身体障害者補助犬相談窓口

身体障害者補助犬使用者や受け入れ側施設からの相談に対応する相談窓口が設置されています。

☞ 窓 口 埼玉県障害者福祉推進課

電話 048-830-3309 FAX 048-830-4789

(7) 心をつなぐ家族電話相談

精神科医療、引きこもり等、生活上の困りごとについて、精神障害者家族会が、電話相談を行っています。

☞ 窓 口 埼玉のぞみ会（埼玉県精神障害者家族会連合会）

電話（携帯） 080-6685-2128

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～午後3時（正午～午後1時は昼休み）

(8) ポプリ電話相談

精神障害者当事者団体が、当事者のための当事者による電話相談を開設しています。当事者同士の仲間に聞いてほしいことや分からないこと等、秘密厳守で話を聴きます。

☞ 窓 口 ポプリ（埼玉県精神障害者団体連合会）

電話 048-822-9369

受付時間 日・火・木曜日 午後1時～4時30分まで受付

(9) 自殺予防 いのちの電話

厚生労働省の自殺対策補助事業の一環として、自殺を思うほど苦しい悩みをかかえた方につながりやすい電話として、全国いのちの電話が協力して行うものです。

☞ 窓 口 社会福祉法人 いのちの電話

相談電話 048-645-4343（毎日24時間）

※以下でも電話相談を受けています。

電話 0120-783-556（フリーダイヤル）

（毎日16時～21時、毎月10日午前8時～翌11日午前8時）

(10) 寄居町障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。

障害者虐待防止法は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を行うことにより、障害者の権利、利益を守ることを目的としています。

障害者虐待を発見した場合は、速やかに下記の窓口に通報してください。（通報者の秘密は守られます）

なお、現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番（警察署）にも通報し、重篤な症状がある場合は119番（消防署）にも通報してください。

- 虐待の種類
- ① 身体的虐待：身体に傷や痛みを与える暴行。正当な理由なく身動きができない状態にすること。
 - ② 性的虐待：無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。
 - ③ 心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
 - ④ 放棄・放置：食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をせず（ネグレクト）心身を衰弱させること。
 - ⑤ 経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。また、金銭を与えないこと。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

FAX 048-581-9160

(11) 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171

埼玉県では、埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・高齢者・障害者虐待のすべてに24時間365日受付・対応するシャープダイヤル（#7171）を開設しています。虐待の通報や相談に常時対応できるようにし、虐待の早期発見や早期対応につなげていきます。（通報者の秘密は守られます）

☞ 窓 口 電話 #（シャープ）7171

（上記番号でつながらない場合は 048-762-7533）

医 療

1. 医療の給付等

(1) 自立支援医療費（更生医療）の給付

対 象 者 18歳以上で、身体障害者手帳を所持している方

内 容 障害を軽減し、日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療で、都道府県が指定する医療機関で受ける医療に限られます（例：角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術 等）。

なお、医療費は原則として1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担額の上限が設定されています。また、一定所得以上は、対象外となります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(2) 自立支援医療費（育成医療）の給付

対 象 者 肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓・その他の内臓等の障害・疾患がある、18歳未満の児童

内 容 都道府県が指定する医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合に医療の給付が受けられます。

なお、医療費は原則として1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担額の上限が設定されており、一定所得以上は、対象外となります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

統合失調症やうつ病等の精神疾患により、通院による継続した治療を受けると医療費の負担が多くなることがあるため、精神疾患に必要な治療を続けられるように通院医療費（入院費用は対象外）の軽減を図る制度です。

なお、原則として通院医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じた負担上限額が設定されています。有効期間は1年間で、毎年更新が必要となります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(4) 重度心身障害者医療費の助成

対 象 者 ① 1級、2級、3級の身体障害者手帳をお持ちの方

② ㊤、A、Bの療育手帳をお持ちの方

③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

④ 65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害にある旨の町長の認定を受けた方

※ただし、65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は除きます。

本人の所得により所得制限があります。

内 容 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（高額療養費・附加給付等を除く）を助成します。

※ただし、対象者③に該当する1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の精神病床への入院費用は助成対象外となります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（５）後期高齢者医療制度の障害認定

後期高齢者医療制度は、75歳から適用されますが、次に掲げる方については65歳から適用できますので、担当窓口にご相談してください。

- 対 象 者
- ① 障害基礎年金の等級が1級又は2級に該当する方
 - ② 身体障害者手帳の等級が1級から3級までの方、また4級のうち音声機能、言語機能の障害、下肢障害の1号、3号及び4号（4号は要確認）に該当する方
 - ③ 療育手帳に重度障害（㊤、A）の記載がある方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又は2級である方

☞ 窓 口 寄居町役場 町民課 保険年金班

電話 048-581-2121 内線 111・112

（６）障害者歯科診療

県が指定した医師（障害者等の歯科治療に関する技術、社会福祉制度等の研修を受けた医師）により、障害者・児が身近な地域で歯科治療が受けられることを目的とした制度です。また、専門的な治療が受けられる県立施設障害者歯科診療所があります。

☞ 窓 口 県障害者歯科相談医

〔寄居町〕大野歯科医院 電話 048-586-1245

県立施設障害者歯科診療所

〔県北ブロック〕埼玉県社会福祉事業団皆光園

電話 048-573-2021 048-574-8211（歯科直通）

（７）結核医療費の公費負担

対 象 者 ①結核を感染させるおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方

②通院等により結核の治療を受けている方のうち、保健所が公費負担を承認している方

内 容 ①については、医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の所得割の合計額が56万4千円を超える場合には、月額2万円までの自己負担があります。

②については、結核治療薬や検査料の95%を医療保険及び公費で負担します。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 電話 048-523-2811

(8) 肝炎治療医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎等に対するインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部を助成します。

申請方法等の詳細については、埼玉県のホームページで確認していただくか、保健所にお問い合わせください。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 電話 048-523-2811

(9) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

対象疾病や申請方法等、詳細については、埼玉県のホームページで確認していただくか、保健所にお問い合わせください。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 電話 048-523-2811

(10) 指定難病に係る医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。

指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に、指定難病に係る医療費の一部を助成しています。指定難病に係る医療給付を受けるには、支給認定の申請を行い、埼玉県から認定される必要があります。

対象疾病や申請方法等、詳細につきましては、埼玉県のホームページで確認していただくか、保健所にお問い合わせください。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 電話 048-523-2811

(11) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

下表の疾患の治療を受けている方が、保険医療機関で保険医療を受けた際に自己負担分の医療費等を助成します。「血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症」についても、助成の対象としています。ただし、他の医療給付制度で給付を受けている方は原則としてこの制度の対象となりません。

1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	7	第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	8	第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	9	第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
4	第ⅤⅡ因子(安定因子)欠乏症	10	第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
5	第ⅤⅢ因子欠乏症(血友病A)	11	von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病
6	第ⅠⅩ因子欠乏症(血友病B)	12	血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

対 象 者 次のすべてを満たす方

- ① 指定の疾患にかかっている 20 歳以上の方※
- ② 埼玉県内に住所のある方
- ③ 国民健康保険等何らかの公的の医療保険に加入している方

※20 歳未満の方は小児慢性特定疾病医療費制度の対象となります。

ただし、上表 12 に該当する方は 20 歳未満であっても対象となります。

☞ 窓 口 熊谷保健所 保健予防推進担当 電話 048-523-2811

(12) こども医療費助成制度

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費・附加給付がある場合は、その額を差し引いた額）及び入院時食事療養標準負担額等を助成します。

通院、入院とも 0 歳～高校生世代（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日）までが対象です。

☞ 窓 口 寄居町役場 子育て支援課

電話 048-581-2121 内線 203～206

(13) ひとり親家庭等医療費助成制度

母子家庭・父子家庭・養育者家庭又は父（母）に一定の障害がある家庭の子どもや父母等が、病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費・付加給付がある場合は、その額を差し引いた額）及び入院時食事療養標準負担額等を助成します。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

☞ 窓 口 寄居町役場 子育て支援課

電話 048-581-2121 内線 203～206

(14) 未熟児養育医療助成制度

出生体重 2,000 g 以下又は生活力、身体の発育が未熟な状態で生まれた入院治療が必要な未熟児を対象に、指定医療機関でその治療に必要な医療給付を行います。なお、世帯の所得税額に応じた自己負担があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 子育て支援課

電話 048-581-2121 内線 203～206

日常生活の支援

1. 補装具・日常生活用具等

(1) 補装具費の支給

身体障害者等の失われた身体機能を補完、代替するための補装具の購入、修理又は借受けに必要な費用について、補装具費の支給を行っています。原則として1割の自己負担があります。また、一定所得以上は対象外となります。必ず購入等の前に相談・申請をしてください。

対 象 者 身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等

身体障害児（18歳未満）の場合は、指定医療機関の意見書が必要です。

身体障害者（18歳以上）の場合は、補装具の種目により身体障害者更生相談所の適合判定が必要です。

補装具の種類

盲人安全つえ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ含む）、補聴器

義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、
重度障害者用意思伝達装置

〔以下障害児のみ〕排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具

□は借受けの対象種目です。

窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(2) 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障害児（者）及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付又は貸与を行います。なお、原則として1割の自己負担があります。また、一定所得以上は対象外となります。必ず購入等の前に相談・申請をしてください。

種目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者（それぞれ原則として3歳以上）

種目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊マット（続き）	治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害児・者（原則として学齢児以上）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で入浴に介助を要する身体障害児・者（原則として３歳以上）
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児・者であって、下着交換等に当たって、介助を要する者（原則として学齢児以上）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児・者（原則として３歳以上）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
自立生活支援用具	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児（原則として３歳以上）
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児・者
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	入浴補助具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、入浴に介助を要する者（原則として３歳以上）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	便器（手すり取付け可）	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

種目		対象者
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢機能に障害を有する身体障害児・者 (原則として3歳以上)
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を要する者(原則として3歳以上)
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する身体障害児・者
		障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者
	特殊便器	上肢障害2級以上で、自ら排便後の処理が困難な身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上の者
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	トイレチェアー	上肢・下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない者
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害児・者
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害児・者
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者(視覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害者

種目		対象者
自立生活支援用具	視覚障害者用誘導装置	視覚に障害を有する身体障害児・者であって、音声による誘導を必要とする者
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の身体障害者（聴覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。）
	車いす用段差昇降機	常時車いすを使用する身体障害児・者
	携帯用信号装置	聴覚に障害を有する身体障害児・者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の身体障害児・者のうち、原則として３歳以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（事実を医療機関より確認）
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上であって必要と認められる者（事実を医療機関より確認）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上であって必要と認められる者
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（事実を医療機関より確認）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上のもの（視覚に障害を有する身体障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の身体障害者（視覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）

種目		対象者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能又は上肢・下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、発生・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上）
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害２級以上の身体障害者
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）を有する身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	視覚障害２級以上の身体障害児・者
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害児・者のうち、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上）
	文字放送ラジオ	聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、文字による情報を必要とする者
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害２級以上の身体障害児・者であって、本装置により地上デジタル放送のテレビ音声の聞き取りが可能となる者
	盲人用時計	視覚障害２級以上の身体障害者（音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者）
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・言語機能に障害を有する身体障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（原則として学齢児以上）
	人工喉頭	音声機能に障害を有する身体障害児・者であって喉頭摘出者（電動式は、職業上又は教育上、真に必要と認められる者）
	福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）

種目		対象者
情報・意思疎通支援用具	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚に障害を有する身体障害児・者（原則として学齢児以上）
	点字図書	視覚に障害を有する身体障害児・者（寄居町点字図書給付事業実施要項の定めるところによる。）
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸に障害を有する身体障害児・者のうち、尿路変更や腸管の切除によってぼうこうや肛門から排尿・排便が困難となり、腹部に排泄口（ストマ）を造設して排泄を行っているもの（高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害の者は除く。）
	紙おむつ等	３歳以上で次のいずれかに該当する者 ①ぼうこう又は直腸機能に障害を有する障害児・者のうち、治療によって軽快の見込のないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ②上肢・下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者
	収尿器	上肢・下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、脊髄損傷、二分脊椎等で神経因性ぼうこうにより排尿コントロールが困難で常時失禁状態にある者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

☎ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 ０４８－５８１－２１２１ 内線 121・122・125

（３）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

内 容 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、日常生活を営むのに支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行います。扶養義務者の所得に応じて費用の一部負担があります。

対 象 者 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
・児童福祉法、障害者総合支援法の施策の用具の給付対象とならない方
・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

用具の種類

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（畜便袋）、ストーマ（畜尿袋）人工鼻

※用具により基準額が定められており、１年度内の給付上限額が設けられている種類の用具もあります。

☞ 窓 口 寄居町役場 子育て支援課

電話 ０４８－５８１－２１２１ 内線 203～206

（４）難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。一定所得以上は対象外となります。

対 象 者 18歳未満の難聴児（両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、使用効果について医師の意見が必要）

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 ０４８－５８１－２１２１ 内線 121・122・125

（５）入浴サービス

家庭において入浴が困難な身体障害者に対し、町が委託した業者の移動入浴車により週１回入浴サービスを提供するものです。

対 象 者 町内に住む身体障害者のうち、障害部位が下肢又は体幹機能で、障害の程度が１級又は２級であり寝たきりの状態にある方

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 ０４８－５８１－２１２１ 内線 121・122・125

(6) 紙オムツ支給事業

在宅の要介護認定者及び障害者に対し、無料で紙オムツを支給することにより、介護者の日常の介護活動を援助するものです。

対 象 者 町内に居住し、日常生活において常時紙オムツの使用が必要と認められる在宅の要介護認定者及び重度障害者等（3歳以上）

支給品目	数 量
シート式紙オムツ	2ヵ月 120枚
マジックテープ式紙オムツ	2ヵ月 Sサイズ 57枚、Mサイズ 50枚、Lサイズ 43枚
尿とりパット	2ヵ月 通常 150枚、夜用 90枚
リハビリパンツ式紙オムツ	2ヵ月 Sサイズ 44枚、Mサイズ 40枚、Lサイズ 36枚、 LLサイズ 32枚

支 給 方 法 支給は、偶数月（4・6・8・10・12・2月）に2ヵ月分をまとめて委託業者が宅配します。

申 請 手 続 申請書は、福祉課及び社会福祉協議会にあります。
なお、申請時に介護保険証又は障害者手帳の写し（コピー）が必要です。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(7) 理美容サービス事業

在宅の外出困難な要介護認定者及び障害者に対し、理美容師の出張による理美容サービスを実施することにより、介護者の日常の介護活動を援助するものです。

対 象 者 町内に居住し、日常生活において介護を要し、外出が困難であり、出張による理美容サービスの必要性が認められる在宅の要介護認定者及び重度障害者等

理美券交付 年間3枚の理美容サービス券を交付します。1回につき1,000円の自己負担があります。

申 請 手 続 申請書は、福祉課及び社会福祉協議会にあります。
なお、申請時に介護保険証又は障害者手帳の写し（コピー）が必要です。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(8) 車いす無料貸し出し事業

病気やケガで一時的に車いすが必要な場合、無料で貸し出します。

介護保険等の公的サービスの対象となる方は、保険利用を優先していただきます。数に限りがありますので、あらかじめ電話で確認の上、お申し込みください。

対 象 者 在宅の要介護者、身体障害者及び病氣療養中の方

貸 出 期 間 最高3ヵ月間

申 請 手 続 申請者の本人を確認出来るものが必要です。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(9) ふれあい配食サービス事業

高齢者世帯や障害者等に対し、社会福祉協議会の配食専任のスタッフが最高週 5 回お弁当をお届けします。

対 象 者 高齢者のみの世帯や障害者世帯で、食事作りに支障があり、配食サービス（昼食用）を希望される方

配 食 日 月曜日から金曜日（希望により最高週 5 回まで）

利 用 料 1 食 400 円

申 請 手 続 申請書は、福祉課及び社会福祉協議会、または民生委員のお宅にあります。（申請書には、民生委員の署名が必要となります。）

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(10) よりいふれあいサービス事業

高齢者や身体に重度障害のある方々の日常生活を支援するため、会員同士の助け合いによる有償の外出付き添い支援・家事援助サービスです。

対 象 者 高齢者、障害者（児）、母（父）子世帯、妊産婦、乳幼児がいる世帯

サービス内容 ①調理 ②衣類の洗濯・補修 ③住居等の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤印刷物の朗読・代筆 ⑥妊産婦・乳幼児の身の回りの世話 ⑦買い物や通院などの外出時の付き添い等

利 用 方 法 ① 利用会員として、年会費 500 円を添えて登録していただき、また必要に応じてサービス券を事前に購入していただきます。

② サービスの開始日に、社協職員がサービスを提供する協力会員に同行し、利用会員宅に伺い、改めて希望するサービス内容を確認します。

③ 利用会員が希望するサービスを提供します。

④ 利用会員は、サービスを利用した時間分のサービス券を協力会員に渡していただきます。

サービス時間 サービスは、通常、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯で、1 日 2 時間程度です。それ以外については、窓口でご相談ください。

休 業 日 ① 毎週土曜日、日曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する祝日 ③ 年末年始

利 用 料 1 時間あたり 650 円

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(11) ふれあい収集

内 容 日ごろのごみ出しに困っている高齢者や障害者のみの世帯に対し、戸別訪問により、ごみを収集するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を実施しています。

対 象 者 町内に住所を有し、次の①から④のいずれかに該当し、かつ、身近な人の協力を得られず、自らごみ集積所までごみを持ち出すことが常時困難で、町が戸別に収集する必要があると認めた世帯

① 要介護又は要支援認定を受けている 65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみで構成されている世帯

③ 上記①及び②に規定する方のみで構成されている世帯

④ 上記①～③と同等の状態にある世帯

利 用 方 法 利用前に申請が必要です。手続きは、下記窓口にお問い合わせください。

☞ 窓 口 寄居町役場 生活環境エコタウン課 生活衛生班

電話 048-581-2121 内線 221

2. 住宅

(1) 重度障害者居宅改善整備費補助事業

対 象 者 下肢又は体幹の障害程度が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳をお持ちの方

内 容 重度障害者の日常生活における利便をはかるため、居宅の一部（屋内及び屋外）を障害に応じ改善する場合で、改善整備費を規定の範囲内で補助します。ただし居宅の新築、増築、改築、介護保険及び日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修は対象外となります。また、本人やその家族の所得により制限があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(2) 県営住宅の入居の抽選当選率優遇・家賃減免

内 容 入居申し込みの際に、母子、老人、障害者等の世帯に対する抽選当選率の優遇があります。また、低所得者の方には、入居後、家賃減免制度がありますので御相談ください。

対 象 者 ① 身体障害者のうち、1～4 級の身体障害者手帳をお持ちの方

② 知的障害者のうち、㊤、A、B の表示がある療育手帳をお持ちの方

- ③ 精神障害者のうち、1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④ 難病患者：障害者総合支援法の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の交付を受けている方
- ※世帯員のいずれかが、上記の障害者である世帯等が対象となります。

☞ 窓 口 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部県営住宅課

電話 048-829-2875 FAX 048-825-1822

3. 在宅支援

(1) 障害福祉サービス等

P69「障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス」を参照

(2) 障害児（者）生活サポート事業

対 象 者 在宅の障害児（者）

内 容 町に登録のあるNPO法人や社会福祉法人が行う次のサービスに対して、年間最大150時間を限度に30分250円（別途料金がかかることがあります）で利用できる制度です。

- ① 一時預かり
- ② 派遣による介護サービス（家事援助サービスは不可）
- ③ 送迎サービス
- ④ 外出援助サービス
- ⑤ その他、利用者の日常生活に合わせて上記①～④を柔軟に組み合わせたサービス

※障害児については所得に応じて自己負担が軽減される場合があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(3) 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業

内 容 重症心身障害児等、かつ該当の医療的ケアを受ける状態が6ヵ月以上続く方を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、対象となる障害児等の方を受け入れる県内の短期入所事業及び日中一時支援事業を実施する事業所などに対し、助成金を交付します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（４）福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

対 象 者 生活していく上で、ひとりで判断することに不安のある高齢者や知的障害者・精神障害者等の方

内 容 福祉サービス利用のお手伝いや郵便物の確認、利用料の支払い等、暮らしに必要な年金等の受領、生活費のお届けや大切な書類等をお預かりします。定期的に生活支援員が訪問します。

ご相談は無料ですが、利用料がかかります。

☞ 窓 口 寄居町成年後見支援センター 電話 048-501-7027

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター

電話 048-822-1299

（５）成年後見制度

対 象 者 判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）

内 容 認知症や障害等のため、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
補 助	不十分	補 助 人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が予め結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

☞ 窓 口 さいたま家庭裁判所熊谷支部 電話 048-500-3113

※手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する手続案内を行っています。

寄居町成年後見支援センター（寄居町社会福祉協議会内）

電話 048-501-7027 FAX 048-581-8544

権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）【P15参照】

電話 048-822-1204 FAX 048-822-1406

※制度についての相談を行っています。

社会参加

1. 行動範囲の拡大

(1) リフト付大型バスの提供

内 容 障害者（児）団体等が更生訓練や研修等を行う場合『おおぞら号』（車いす用リフト付き大型バス）[一般座席 29 名（うち補助席 7 名）、車いす固定座席 2 名、] を提供します。

費 用 無料（有料道路料金、駐車場料金等負担あり）

☞ 窓 口 埼玉県障害者福祉推進課 電話 048-830-3303

FAX 048-830-4789

(2) 自動車運転適性相談

内 容 心身に障害のある方で、これから運転免許を取得したい方、又は、運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方の運転適性相談を行っています。

日 時 月～金曜日（祝・休日を除く）（要予約）午前9時～午後3時
毎月第3日曜日（要予約） 午前9時～午後3時

費 用 無料

持 ち 物 相談内容によって受付日時、持ち物など異なる場合がありますので、詳細については下記窓口へお問い合わせください。

☞ 窓 口 埼玉県警察本部運転免許センター

〒365-8501 鴻巣市鴻巣 405-4 1 階 安全運転相談室

電話 048-543-2001 *音声ガイダンスに従い4番を押してください。

FAX 048-543-7727

(3) 自動車運転免許取得費用の助成

内 容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、自動車運転免許を取得する場合、規定の範囲内で助成します。
なお、本人やその家族の所得により制限があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(4) 身体障害者補助犬の給付

対 象 者 1 級の視覚障害者（盲導犬）、1～2 級の肢体不自由者（介助犬）、
2 級の聴覚障害者（聴導犬）

内 容 身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることができ、飼育できると認められた方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設等での合宿訓練が必要となります。
また、補助犬の飼育管理等に伴う経費は、受給者負担です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

埼玉県障害者福祉推進課

電話 048-830-3309

(5) 自動車改造費用の助成

対 象 者 身体障害者手帳をお持ちの方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方

内 容 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を、10 万円まで助成します。なお、本人と扶養義務者の所得に応じて制限があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(6) 駐車禁止除外標章の申請

歩行困難と認定され身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合、又は家族などの運転する車に同乗した場合、警察署で交付した駐車禁止場所除外標章を掲出することで、駐車禁止場所での駐車が除外されます。

対 象 者 ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの歩行困難な方
② 療育手帳をお持ちで、㊤又はAの記載がある方
③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級が1 級の方
④ 色素性乾皮症に該当する方(日の出から日没までの間)

標章交付基準表

手帳名	障害の区分	障害の級別
身体障害者	視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害	2 級及び 3 級
	平行機能障害	3 級
	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由	1 級から 4 級までの各級

	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く）
		移動機能	1 級から 4 級までの各級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸機能障害		1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害、肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級

☞ 窓 口 寄居警察署交通課 電話 048-581-0110

（７）重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成

対 象 者 ① 1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
② ④、A の療育手帳をお持ちの方

内 容 重度の身体及び知的の障害者が、県内の協定締結事業所のタクシーを利用した場合、初乗り運賃相当額を助成するものです。運賃が初乗り相当額の 2 倍以上の場合は、初乗り運賃の 2 倍を上限に助成します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班
電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（８）リフト付き自動車運行事業（移送サービス）

この事業は、自立歩行が著しく困難で車いすを使用するなどにより、一般公共交通機関を利用して病院や福祉施設、公的機関へ出かけることが困難な高齢者（要介護認定者）や障害者を、リフト付自動車で有償輸送（道路運送法 80 条許可）するものです。

費 用 負 担 使用料 1 km ごとに 25 円を加算した額。ただし町内は無料
利用料 1 時間あたり 500 円
年会費 利用会員 年 1,000 円 ※付添者は保険料年 500 円

付 き 添 い 原則として家族で対応いただきます。

運 営 協 力 運営は、ボランティアグループ「運転介助友の会」が協力

申 請 手 続 利用希望日の 7 日前までに、申請書を提出してください。介護保険証、障害者手帳の写し（コピー）が必要です。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

（９）重度身体障害者自動車燃料費補助事業

重度身体障害者が自ら運転する自動車の燃料費の一部を補助します。

対 象 者 下肢又は体幹に 2 級以上の障害を有する身体障害者手帳をお持ちの方で、運転免許証を所持し、自己所有の自動車（2 輪車を除く）を運転する方。

申請手続 身体障害者手帳、自動車検査証、運転免許証、本人名義の通帳、印鑑を持参し、手続きをしてください。

補助額 1ヵ月2,500円を上限とし、半年ごとに支給します。

☞ 窓口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(10) 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、会員登録した要介護者、身体障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービスです。また、サービス料金はおおむねタクシーの半額程度の額です。

対象者 福祉有償運送を利用できるのは、以下の条件にあてはまる方です。
また、付き添いの方も同乗することができます。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 要介護認定・要支援認定を受けている方
- ③ 知的障害、精神障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

利用手続 福祉有償運送を利用するためには、NPO法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録することが必要となります。希望する団体へ詳しい登録条件や内容などを直接確認したうえで、登録の手続きを行っていただくこととなります。複数の団体に重ねて登録することもできます。

☞ 窓口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(11) 障害者手帳アプリ（ミライロID）

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）に記載された情報をアプリ内に登録することで手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになるものです。本人確認や障害者割引として利用できるものもあります。

詳しい登録方法等はミライロID公式ホームページをご覧ください。



(12) 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

対象者により、受付窓口、必要書類、利用証の色が異なります。

・障害者、その他（けが人等）の方について

	区分	対象範囲	利用証の色
身体障害者	視覚障害	4 級以上	緑
	聴覚障害	3 級以上	緑
	平衡機能障害	5 級以上	緑
	肢体不自由	上肢	2 級以上
		下肢	6 級以上
		体幹	5 級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上
		移動機能	6 級以上
	内部障害 (免疫機能障害を含む)	4 級以上	緑
	知的障害者	A、㊤以上	緑
	精神障害者	1 級	緑
	けが人等	必要と認める期間 (原則 1 年以内)	オレンジ (常時車椅子を使用する者は青)

必要書類 障害者…各障害者手帳の写し

その他（けが人）の方…医師の診断書等（3 ヶ月以内のもの）及び身分証明書
(運転免許証、マイナンバーカード等) の写し

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

・高齢者の方について

区分	対象範囲	利用証の色
高齢者等	要介護 1 以上	緑(要介護 3 以上の車椅子使用者は青)

必要書類 介護保険被保険者証の写し

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

・難病患者、妊産婦の方について

区分	対象範囲	利用証の色
難病患者	特定疾病医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑
妊産婦	妊娠7ヵ月～産後1年	オレンジ

必要書類 難病患者…指定難病医療受給者証の写し、特定疾患医療受給者証の写し、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

妊産婦…母子健康手帳の写し

☞ 窓 口 寄居町役場 健康づくり課 保健指導班

電話 048-581-2121 内線 211・212・217

申請の際には該当する書類等を提示又は添付をしてください。また、代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しを提示又は添付が必要となります。

なお、制度の詳細に関するお問い合わせについては、以下へお願いいたします。

☞ 窓 口 埼玉県福祉部福祉政策課

電話 048-830-3223

2. 社会活動の助長・援助等

（1）広報誌のデージー版発行

内 容 寄居町朗読ボランティア「よりの」の会員が、活動の一環として、町政の動き、生活上の知識や情報を提供することなどを目的として、毎月「広報よりの」を音訳しデージー図書（CD化）にした「声の広報よりの」等を視覚障害者の希望者に無償配布している他、視覚障害者個人が希望する図書（この場合、実費個人負担）などもデージー図書にして、ご利用いただいています。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会・寄居町ボランティアセンター

電話 048-581-8523

（2）点字・点訳物の発行・配布

内 容 寄居町点訳ボランティア「きつつき」の会が、活動の一環として、電車・バスの時刻表、カレンダーをはじめ、個人が希望する様々な文書類の点訳サービスや点字小冊子の発行を行っています。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会・寄居町ボランティアセンター
電話 048-581-8523

(3) 手話学習会の開催

内 容 寄居町手話サークル「元気会」では、障害者の社会参加と、障害者に対する健常者の理解を深める機会として、手話学習会を毎月3回開催しています。また、クリスマス会などの交流会、施設見学などの事業も計画されています。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会・寄居町ボランティアセンター
電話 048-581-8523

(4) ふれあい広場の開催

内 容 在宅障害者及び町内外の施設入所者の社会参加を主目的として、寄居町社会福祉協議会と町内の各種団体が実行委員会を組織し、「広げよう！ふれあい・やさしさ・思いやり」をテーマとして、子どもからお年寄りまで福祉の心を育む機会として実施されます。

主 な 催 し 施設等の作品展示即売や模擬店、車いす、サウンドテーブルテニスなどの体験コーナー、福祉機器の展示、ふれあいステージなど。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(5) 県広報紙「彩の国だより」点字版・デージー版の発行

内 容 県政の動きや催し物などの情報をお届けする県広報紙「彩の国だより」（毎月発行）の記事を抜粋し、視覚障害者向けに点字版及びデージー版を作成。関係機関や希望者に無償配布しています。

☞ 窓 口 埼玉県広聴広報課 電話 048-830-2857
FAX 048-824-7345

(6) 「埼玉県議会だより」点字版・デージー版の発行

内 容 埼玉県議会広報紙「埼玉県議会だより」に掲載している定例会の概要などの情報を抜粋した点字版及びデージー版を年4回発行し、視覚障害者等の希望に応じ、無償配布しています。

☞ 窓 口 埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当
電話 048-830-6257
FAX 048-830-4923

(7) 点字図書・録音図書の貸出と作成・対面朗読等

各県立図書館では視覚障害者のために次のような図書館活動事業を行っていますのでご利用ください。

図書館名	電話・FAX	点字・録音 図書の貸 出し・作成	対面朗 読	デ イ ジ ー 再 生 機	利用者用 音 声 パソコン	大活字 本	拡 大 読書器
県立久喜図書館	電話 0480-21-2729 FAX 0480-21-9918	○	○	○	○	○	○
県立熊谷図書館	電話 048-523-6291 FAX 048-523-6468		○		○	○	○
県立熊谷点字 図書館	電話 048-525-0777 FAX 048-527-4023	○		○			
さいたま文学 館	電話 048-789-1515 FAX 048-789-1517						○

(8) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者の社会参加を促進するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

☞ 窓 口 埼玉聴覚障害者情報センター（福祉支援部）

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 （浦和合同庁舎別館内）

電話 048-814-3353 FAX 048-814-3354

(9) 埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

対 象 者 視覚と聴覚の障害が重複し、総合等級が2級以上の方

派 遣 内 容 各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を
を行う通訳・介助員を派遣します。

☞ 窓 口 埼玉県盲ろう者友の会 派遣事業担当

電話・FAX 048-823-7080

(10) 障害者ITサポートセンター

内 容 障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得等
が困難な方を対象に、ボランティアによる個別・出張サポートを行います。

相 談 日 火、木、土曜日 10:00～15:00

☞ 窓 口 埼玉県障害者協議会

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 （障害者交流センター内）

電話・FAX 048-825-2749

(11) オストメイト社会適応訓練

内 容 ストマ用具の取扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。

対 象 者 人工肛門・人工ぼうこうの造設者

窓 口 埼玉県障害者協議会

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 (障害者交流センター内)

電話・FAX 048-825-2749

(12) 郵便等による不在者投票制度

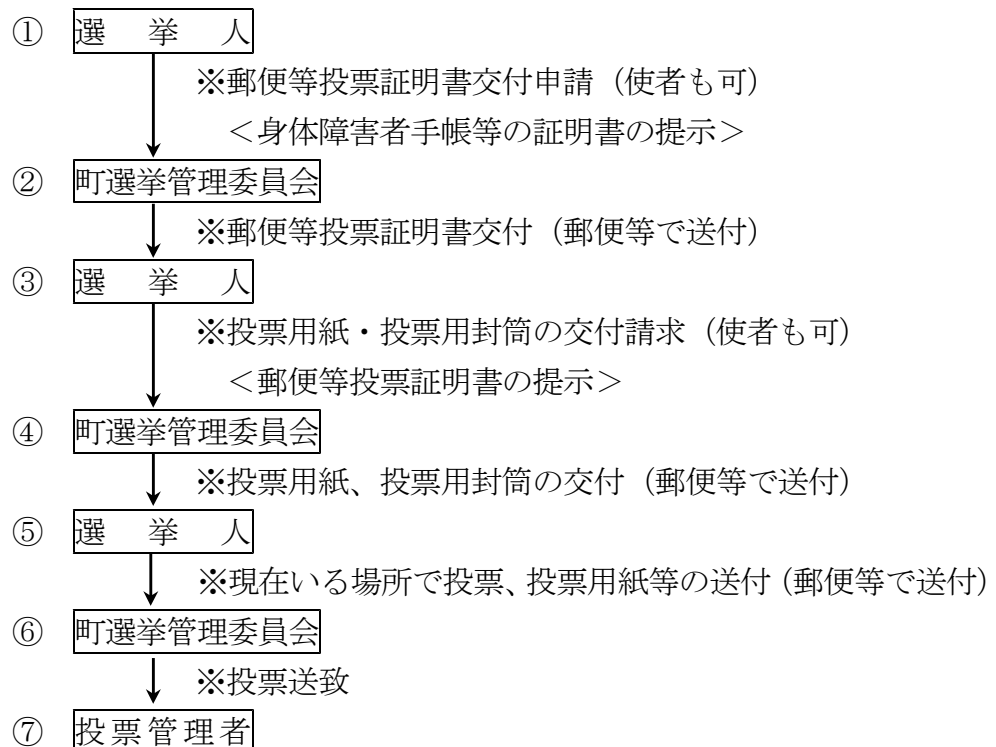
制 度 身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所に行くことができない選挙人が、自宅等、現にいる場所で投票用紙に記載し、これを郵便等により送付する方法で行う不在者投票です。また、この制度には、自署することができない選挙人に代わって代理人に投票に関する記載をさせることのできる代理記載制度があります。

対 象 者 郵便等による不在者投票が認められる方は、身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、一定の障害のある方や、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、区分が「要介護5」の方です。

手 続 新たに郵便等による不在者投票制度を利用したい方は、町選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付申請（代理人記載人届出）をし、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

※選挙時以外でも常時受付しております。

郵便等による不在者投票制度の流れ



※なお、「郵便等投票証明書」の有効期間は、7年間です。ただし、介護保険区分が「要介護5」の方の有効期限は、被保険者証の有効期限となります。

☞ 窓 口 寄居町選挙管理委員会 電話 048-581-2121 (代)

(13) 寄居町障害者交流センター

障害者の福祉の増進及び自立の促進を図るため、寄居町障害者交流センターを開設しています。貸館となっていますので、使用日前3日までに下記窓口に申請してください。

※交流センターでは毎月1回(第2木曜日)に交流サロンを実施しています。

場 所 寄居町大字寄居 653-1 (旧熊谷保健所寄居分室)

対 象 者 障害者やその家族、関係者、ボランティア等

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

なお、貸館とは別に「地域生活支援センター 向陽」による出張相談窓口も開設しております(要予約)。

対 象 精神障害者(障害福祉サービス全般について)

日 時 毎週火・木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午

電 話 048-598-6961

(14) 障害者団体

障害者やその家族の福祉向上のため、活動している3つの障害者団体があります。

各団体の活動内容や入会方法等については、連絡先電話番号へお問い合わせください。

団体名	障害区分	連絡先電話番号
寄居町身体障がい者福祉会	身体障害 他	048-581-3861 (かわせみ荘内)
寄居・深谷地区 精神保健福祉玉淀家族会	精神障害	048-586-1262
寄居町聴覚障害者協会	聴覚障害	048-584-6734 (FAX)

経済的支援

1. 手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当

対 象 者 次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している父母又は養育者

- ①身体に重・中度の障害又は長期にわたる安静を必要とする方（おおむね身体障害程度等級 1 級～3 級と 4 級の一部）
- ②精神の障害であって、①と同程度以上のもの
- ③身体又は精神の障害が重複する場合であって、①又は②と同程度以上のもの

※次の場合には手当が受けられません。

ア. 児童が児童福祉施設等に入所している場合

イ. 児童が児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している場合

内 容 手当は次の額を 4 ヶ月分ずつ 4・8・11 月に支払われます。

(2023 年度) ① 重度障害児 1 人につき月額 53,700 円

② 中度障害児 1 人につき月額 35,760 円

(前年の所得が一定額以上の場合は、支給停止となります。)

※年度により手当額が変更となる場合があります。

窓 口 寄居町役場 子育て支援課 児童福祉班

電話 048-581-2121 内線 203・204

(2) 児童扶養手当

対 象 者 次のいずれかに該当する 18 歳未満（一定の障害がある場合は 20 歳未満）の子どもを監護し生計を同じくしている父、又は子どもを監護している母、もしくは子どもと同居して監護を行い、かつ、主として生計を維持する養育者に支給されます。

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母に一定の障害（「父又は母の障害の基準」のいずれかに該当）がある子ども
- ④ 父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている子ども

⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

なお、父母又は養育者が、障害年金等を受けることができる場合、手当が減額されます。また、子どもが施設に入所している場合には、手当は受けられません。

内 容 手当額は、児童1人の場合、所得により月額44,140円～10,410円

(2023年度) 児童2人の場合、1人の場合の月額に10,420円～5,210円を加算

児童3人目より2人の場合の月額に1人につき、月額6,250円～3,130円を加算。手当は2ヵ月分ずつ奇数月に支払われます。

(前年の所得が一定額以上の場合は、一部又は全部の支給制限があります。)

※年度により手当額が変更になる場合があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 子育て支援課 児童福祉班

電話 048-581-2121 内線 203・204

(3) 障害基礎年金

条 件 障害基礎年金は、次の①～③の条件を満たした場合に受給できます。

① 国民年金の被保険者期間中に初診日（初めて医師等の診療を受けた日）のある傷病で障害の状態になったこと。ただし、60歳以上65歳未満で初診日に日本国内に住所を有していれば、被保険者でなくなった後の傷病によるものでも受けられます（老齢基礎年金を繰上げて受給している方を除きます）。

② 初診日から1年6ヵ月経過した日（その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」といいます。）に、障害の程度が障害等級表(国民年金法施行令別表)で定める1級又は2級に該当すること。

③ 初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間も含まれます。）があること。
なお、2026年3月31日までに初診日がある傷病による障害については、上の要件を満たさなくても、初診日の前々月までの直近1年間に国民年金保険料の未納期間がなければ、納付要件を満たすものとされています。

※20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に障害等級表の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときは、障害基礎年金が受給できます。

内 容 年金額は1級 993,750円（月額82,812円）

(2023年度) 2級 795,000円（月額66,250円）

障害基礎年金の受給権が発生した時に、生計維持されている対象の子（18歳になった後の最初の3月31日までの子又は20歳未満で障害等級1級、2級の障害の状態にある子）がいるときは1人につき228,700円（3人目から76,200円）が加算されます。

※年度により金額が変更になる場合があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 町民課 保険年金班

電話 048-581-2121 内線111・112

（４）障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）

条 件 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経過した日（その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」といいます。）において一定の障害の状態にあるときに受給できます。

1級又は2級の障害の状態にある場合は、障害厚生年金と障害基礎年金が支給されます。3級の障害の状態にある場合は、厚生年金独自の障害厚生年金（3級）が受給できます。

厚生年金保険の被保険者期間中に初診のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金保険独自の障害手当金（一時金）が受給できます。

いずれの場合も初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間があるときは、障害基礎年金と同じ一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。

年 金 額 ① 1級 （報酬比例の年金額×1.25）＋1級の障害基礎年金

② 2級 （報酬比例の年金額×1.0）＋2級の障害基礎年金

※1級及び2級については、生計維持のある65歳未満の配偶者がいる場合は配偶者加給年金額、対象の子（18歳になった後の最初の3月31日までの子又は20歳未満で障害等級1級、2級の障害の状態にある子）がいる場合は子の加算額がそれぞれ加算されます。

③ 3級 （報酬比例の年金額×1.0）

※年金額が596,300円に満たない場合は596,300円が最低保障額となります。

☞ 窓 口 熊谷年金事務所 電話 048-522-5012

予約受付専用電話 0570-05-4890

※年金の相談、請求手続きは事前にご予約をお願いします。また年金相談、請求手続きは全国どこの年金事務所でも可能です。

※なお、障害基礎年金、障害厚生年金ともに、上記の障害認定日において一定の障害の

状態にない場合でも、65 歳までに障害年金を受ける程度の障害の状態になった場合は、65 歳の誕生日の前々日までに請求すれば障害年金が受けられる場合があります。（老齢基礎年金を繰上げ受給している場合を除く。）

（５）特別障害給付金

対 象 者 ①平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
②昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級・2 級相当の障害に該当される方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当される方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

内 容 給付金額は、1 級 月額 53,650 円
(2023 年度) 2 級 月額 42,920 円

※年度により金額が変更になる場合があります。

ご本人の所得によっては、支給額が全額又は半額、制限される場合もあります。

☞ 窓 口 寄居町役場 町民課 保険年金班

電話 048-581-2121 内線 111・112

（６）心身障害者扶養共済制度

対 象 者 加入者は心身障害者の保護者で、次の要件に該当する方

- ① 加入者の年齢は毎年度の 4 月 1 日時点で 65 歳未満であること
- ② 加入時、県内に住所があること
- ③ 加入者は、特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること

内 容 加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者に年金（1 口は月額 20,000 円、2 口は月額 40,000 円）が支給されます。また、加入者より障害者が先に死亡した場合は弔慰金（加入期間に応じて、1 口当たり 30,000 円～250,000 円）が支給されます。（年金、弔慰金の支給には手続きが必要です。）

この制度は共済制度ですので、加入者は掛金（年齢により 1 口月額 9,300 円～23,300 円。1 人 2 口まで加入可。）を納めます。また、所得、加入

者の年齢と加入期間により掛金が減額又は免除される場合があります。
なお、加入者、年金受給者、年金管理者の氏名・住所等に変更があった場合は手続きが必要です。

※今後の経済情勢の変化、制度の収支状況等を踏まえ、定期的に制度の見直しが図られています。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（７）特別障害者手当等

①特別障害者手当

対 象 者 20歳以上であって、精神（知的障害を含む）又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金法1級程度の障害が重複する方、及びそれと同程度以上と認められる方）。ただし、施設に入所中の方及び継続して3ヵ月をこえて病院等に入院している方は除きます。

内 容 手当額は月額 27,980 円 （2023 年度）

②障害児福祉手当

対 象 者 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳④相当の方、並びに常時介護を要する精神障害、血液疾患等で前段と同程度の障害を有する方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方、及び施設に入所中の方は除きます。

内 容 手当額は月額 15,220 円 （2023 年度）

なお、上記①、②の手当は、3ヵ月分をまとめて2、5、8月及び11月に支払いますが、障害者本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

※年度により金額が変更になる場合があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（８）在宅重度心身障害者手当

対 象 者 市町村民税非課税で、重度の障害がある方。ただし、65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は除きます。

※特別障害者手当等を受給した場合や 特定の施設に入所した場合は支給停止となります。

身体障害者＝1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方

知的障害者＝㉔又はAの療育手帳をお持ちの方
 精神障害者＝1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 超重症心身障害児＝人工呼吸器管理等が必要となる重度の障害児
 そ の 他＝特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1
 に定める程度の方

内 容 月額5,000円を9・3月に6ヵ月分ずつ支給

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

2. 税の控除・減免

(1) 税金の控除

①所得税、町・県民税の障害者控除

対 象 者 納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合には、次の額の控除が受けられます。

※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

内 容

区分	控除の対象となる人の範囲	控除額	
		本人	控除対象配偶者 又は扶養親族
障害者	ア. 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 イ. 療育手帳B、Cをお持ちの方 ウ. 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 エ. 65歳以上の要介護3の方 等	所得税	270,000円
		住民税	260,000円
特別障害者	ア. 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 イ. 療育手帳㉔、Aをお持ちの方 ウ. 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 エ. 65歳以上の要介護4、5の方 等	所得税	400,000円
		住民税	300,000円
同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している場合		所得税 750,000円
			住民税 530,000円

※本人の合計所得金額が135万円以下である時は、住民税に限り非課税となります。

所得税

☞ 窓 口 熊谷税務署 電話 048-521-2905 (自動音声案内)

ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ。

町・県民税

☞ 窓 口 寄居町役場 税務課 住民税班

電話 048-581-2121 内線 154・155・156

ただし、町・県民税を給与から特別徴収されている場合は勤務先の給与係へ。

②相続税の障害者控除

対 象 者 相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人で、85歳未満の方で、心身に障害がある場合には、次の額の控除が受けられます。

内 容

障害者	ア. 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 イ. 療育手帳B、Cをお持ちの方 ウ. 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 等	85歳に達するまでの年数1年につき10万円が相続税から差し引かれます
特別障害者	ア. 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 イ. 療育手帳④、Aをお持ちの方 ウ. 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 等	85歳に達するまでの年数1年につき20万円が相続税から差し引かれます。

☞ 窓 口 熊谷税務署 電話 048-521-2905 (自動音声案内)

③特別障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があった時は、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方を言います。

- 1 特別障害者
- 2 特別障害者以外の障害者のうち、精神に障害がある方

☞ 窓 口 熊谷税務署 電話 048-521-2905 (自動音声案内)

(2) 個人事業税の非課税

対 象 者 両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害者

内 容 あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合に、事業税が非課税となります。

窓 口 熊谷県税事務所 電話 048-523-2809

(3) 自動車関係税の減免

自動車税・自動車取得税の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される自動車については、自動車税と自動車取得税の減免制度があります。

※以下の説明において、「年度」とは4月1日から3月31日です。

1. 減免の対象となる自動車※すべてを満たす場合に限りです

(a) 減免を受けることができる自動車の要件

- ① 埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること(障害者1人につき1台に限りです。)
- ② 埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。
(埼玉県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は減免できません。)
- ③ 納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること(納税義務者が法人の自動車は減免不可。)
- ④ 自動車検査証に「自家用」と表記されていること(「事業用」では減免できません。)
- ⑤ 自動車を障害者の通院、通学、通所、生業のいずれかの目的で使用する。こと。
- ⑥ 障害者が「2. 減免の対象となる障害の区分及び級」に該当する障害の認定を受けていること。

(b) 障害者と納税義務者等の関係

運転者 納税義務者	障害者本人	障害者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障害者のために 常時運転する方)
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計の家族等	○	○	×

○：減免できます。 ×：減免できません。

△：障害者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

2. 減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分			減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸		1 級、3 級	
	体幹		1 級から 3 級、5 級	
	聴覚		2 級、3 級	
	視覚		1 級から 3 級、4 級の 1（4 級のうち視力の良 い方の眼の視力が 0.08～0.1）	
	音声又は言語機能		3 級（こう頭が摘出された場合に限ります。）	
	平衡機能		3 級	
	上肢（じょうし）※主に手や腕		1 級、2 級	
	下肢（かし）※主に足		1 級から 6 級まで	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上 肢	1 級、2 級	
		移 動	1 級から 6 級まで	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能又は肝臓		1 級から 3 級まで		
療育手帳			㊦又はA	
精神障害者保健福祉手帳			1 級かつ障害者総合支援法に規定する精神通 院医療を受けている方	
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	

※障害名が「半身不随」の場合など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳 1～2 級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㊦又は A の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

3. 手続きに必要な書類

	自動車の所有者 (納税義務者)	自動車の運転者	必要な書類等
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑧⑨
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤⑧⑨ ※同居している場合は⑤を省略 できます。
イ	障害者と同一生計 の家族等	障害者本人	
		障害者と同一生計の家族等	

ウ	障害者本人 (世帯に運転免許 証をお持ちの家族 等がない方)	常時介護者 (障害者のために常時運転 される方)	①②③④⑥⑦⑧⑨
---	---	--------------------------------	----------

【共通】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳

※ 必ず実物（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳）

精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証（受給者証の交付を受けていない場合は、精神通院医療を受けていることが確認できるもの）が必要です。

- ② 運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）

- ③ 自動車検査証（コピー可）

- ④ 自動車税（種別割）の納税通知書（4月1日時点で所有する自動車で申請時に届いている場合）

※各種様式（減免申請書、同一生計に関する誓約書、常時介護者の誓約書）の入手方法

自動車税関係書類様式集 埼玉県

検索



【障害者と同一生計の家族等が別居（住民票上の住所が異なる）の場合】

- ⑤ 障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計（扶養関係）であることが確認できる書類（コピー可）、または「同一生計に関する誓約書」（同一生計の家族等が対象）を自動車税事務所ホームページからダウンロードしたもの、または窓口で交付を受けた用紙に納税義務者が自署したもの。

【上記「3. 手続きに必要な書類」でウに該当する場合】

- ⑥ 障害者の住民票のコピー（世帯全員） ※申請前3ヵ月以内に発行されたもの

- ⑦ 常時介護者の誓約書（所定様式）

自動車税事務所ホームページからダウンロードしたもの、または窓口で交付を受けた用紙に障害者のために常時運転する方が自署したもの。

【年度途中で取得した自動車の場合】

- ⑧ 自動車（環境性能割・種別割）申告書（報告書）、軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）（コピー可）

（自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）を利用して登録した場合は不要）

【減免を受けていた自動車がある場合】

- ⑨ 減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）

例：登録識別情報等通知書（一時抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証

※上記①の手帳を交付申請中の場合

減免の仮申請をすることができます。町へ手帳の交付を申請した事実がわかる書類（受付日が確認できる申請書のコピー等）が必要です。

4. 申請場所・申請期限

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車 ※2
申請場所	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ※1	登録の日から30日以内 ※3

※1 期限を過ぎても申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額です。

※2 登録時に減免の対象となる税額がない自動車は、「4月1日現在で所有している自動車」として翌年度に申請してください。

※3 申請期限を過ぎた場合、自動車取得税は減免できません。自動車税については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請月の翌月分から月割りの減免になります。

☞ **窓 口 埼玉県自動車税事務所 課税第二担当 電話 048-658-0227**
埼玉県自動車税事務所 熊谷支所 電話 048-532-8011

②軽自動車税の減免

対 象 者 一定の要件（級別等）を満たす身体障害者及び精神障害者等
 減免の範囲

対 象 者	対象となる軽自動車
身体障害者等	ア. 身体障害者等が所有し、専ら運転するもの イ. 身体障害者等が所有し、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所もしくは生業のために生計を一にする者が運転するもの
生計同一者	ア. 身体障害者等と生計を一にする者が所有し、専ら当該身体障害者等が運転するもの イ. 身体障害者等と生計を一にする者が所有し、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所もしくは生業のために生計を一にする者が運転するもの
常時介護者	身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所もしくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

上の範囲の軽自動車税が審査の上、身体障害者等1人につき1台に限り、減免される場合があります。（軽自動車税の減免を受ける場合には、自動車税は減免されません。）

申 請 方 法 減免を受けようとされる方は、必ず納期限までに申請書を提出してください。なお、自動車税の減免と異なり、毎年申請する必要があります。

※納期限を過ぎてからの申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

☞ **窓 口 寄居町役場 税務課 住民税班**
電話 048-581-2121 内線 154・155・156

(4) 利子等の非課税

- 対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など
- 内 容 金融機関の営業所等を経由して税務署長に非課税貯蓄申告書等を提出し、金融機関の営業所等に非課税貯蓄申込書を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の利子等の非課税 (障害者等のマル優)	預貯金、合同運用信託、有価証券等	350万円
少額公債の利子の非課税 (障害者等の特別マル優)	国債・地方債	350万円

 窓 口 金融機関等

(5) 保育料等の軽減・減免

- 対 象 者 在宅障害児（者）を有する世帯（所得割額 77,101 円未満の世帯）
- 内 容 【保育料】 第 1 子 保育標準時間認定の場合 4,700 円
短時間認定の場合 4,600 円
第 2 子以降 無料
- 【副食費】 減免
- 申 請 手 続 ①要保護世帯等申立書
②手帳等の写し

 窓 口 寄居町役場 子育て支援課 保育所班

電話 048-581-2121 内線 201・202

3. 公共料金の割引

(1) 運賃の割引

① JR (鉄道・バス) 運賃の割引

対象者・内容

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
・第1種身体障害者とその介護者 ・第1種知的障害者とその介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	5割	全線(私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。)
・第1種及び第2種身体障害者(単独) ・第1種及び第2種知的障害者(単独)	・普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)
・12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 ・12歳未満の第2種知的障害児とその介護者	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	5割	全線(私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。)

(注) 自動車線の定期乗車券については、割引率は3割です。小児定期乗車券は割引されません。また、私鉄についても、同様の割引を行っておりますが、その取り扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

手 続 方 法 切符購入の際、窓口で障害者手帳を提示して割引が受けられます。

 窓 口 各JR窓口

◎第1種身体障害者と第2種身体障害者の区分

			等級及び割引種別		
			第 1 種身体障害者 (本人及び介護者)	第 2 種身体障害者 (本人)	
障 害 種 別	視覚障害		1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、 5 級及び 6 級	
	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2 級及び 3 級	4 級及び 6 級	
		平衡機能障害	—	3 級及び 5 級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		—	3 級及び 4 級	
	肢体不自由	上肢		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
		下肢		1 級、2 級及び 3 級 の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
		体幹		1 級から 3 級	5 級
		乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	3 級から 6 級
			移動機能	1 級から 3 級	4 級から 6 級
	心臓、じん臓 若しくは呼吸 器又はぼうこう若しくは直 腸、小腸、ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫若しくは肝 臓の機能の障害	心臓、じん臓若しく は呼吸器又は小腸の 機能障害		1 級、3 級及び 4 級	—
		ぼうこう又は直腸の 機能障害		1 級及び 3 級	4 級
ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫又は肝 臓の機能障害		1 級から 4 級	—		

※ 上記左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。

◎ 第1種知的障害者と第2種知的障害者の区分

ア. 第1種知的障害者とは、次に掲げる者をいいます。(A、A)

(a) 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ. 第2種知的障害者とは、前号以外の者をいいます。(B、C)

②バス運賃の割引（県内）

埼玉県内を発着するバスを利用した場合、割引が受けられます。

対象となる方	区分	割引内容
身体障害者手帳をお持ちの方	第1種	障害者本人と付き添いの方の運賃が5割引 ただし、定期券は3割引
	第2種	本人の運賃が5割引
療育手帳をお持ちの方	第1種	障害者本人と付き添いの方の運賃が5割引 ただし、定期券は3割引
	第2種	本人の運賃が5割引
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (ただし、写真が貼付されている手帳をお持ちの方に限ります。)	1～3級	バス会社により割引制度が異なりますので、詳細については各バス会社にお問い合わせください。
施設入所者(児)		入所者(児)本人と付き添いの方の運賃が5割引 ただし、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

☞ 窓 口 各バス会社

③タクシー運賃の割引

対 象 者 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

内 容 身体障害者手帳又は療育手帳を提示（手帳の写真により本人確認を行います）することにより割引が受けられます。割引率10%

※重度心身障害者福祉タクシー利用券と併せて利用できます。

☞ 窓 口 一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4

電話 048-863-6431 FAX 048-863-7833

④国内航空運賃の割引

ア. 身体障害者

	第1種身体障害者	第2種身体障害者
年 齢	満12歳以上の方	左に同じ
適用範囲	身体障害者本人及び本人と同乗する介護者1名	本人の単独利用のみ又は同乗する介護者1名にも適用
割引率	各航空運送事業者が設定する割引率	左に同じ

イ. 知的障害者

	第1種知的障害者	第2種知的障害者
年 齢	満12歳以上の方	左に同じ
適用範囲	知的障害者本人及び本人と同乗する介護者1名	本人の単独利用のみ又は同乗する介護者1名にも適用
割引率	各航空運送事業者が設定する割引率	左に同じ

ウ. 精神障害者

年 齢	満12歳以上の方
適用範囲	精神障害者本人及び本人と同乗する介護者1名
割引率	各航空運送事業者が設定する割引率

※割引運賃は航空会社がそれぞれ設定するものであり、対象者及び適用範囲が異なることがありますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

窓 口 各航空会社

(2) 有料道路通行料金の割引

対 象 ① 身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合

② 第1種の身体障害者手帳又は第1種療育手帳をお持ちの方を乗せて、介護者が運転する場合

要 件 等 ① 台数：障害者1人につき1台を事前に登録

② 車種要件

ア. 自家用乗用自動車（定員10人以下）

イ. 自家用貨物自動車（定員4～10人で荷台との仕切りなし又は積重量500kg以下で仕切りがあるもの）

ウ. 特種用途自動車（定員10人以下で車椅子移動車等）

エ. 二輪自動車（排気量125cc以上）

③ 所有者

ア. 障害者本人が運転する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること

イ. 障害者本人以外の運転の場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

上記の方が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有すること

※ リース車等で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているもの、福祉施設等が所有する車両は対象外です。

④ 登録

割引を受けるためには、寄居町役場福祉課で事前登録が必要です。必要書類等を持参の上、手続きをしてください。また、ETCを利用をするためには、ETC車載器等の有料道路ETC割引登録が必要です。窓口で申し出てください。

必要書類等

項目	必要書類等
ETCを利用しない場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③ 運転免許証(障害者本人が運転される場合のみ)
ETCを利用する場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③ 運転免許証(障害者本人が運転される場合のみ) ④ ETCカード(障害者本人名義のもの) ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

有効期限 新規及び変更の申請時においては、申請をした日から、その後の2回目の誕生日までとなり、更新の申請時（割引有効期間の満了日の前2ヵ月間における申請）においては、申請をした日から、その後の3回目の誕生日までとなります。割引有効期間の満了日の2ヵ月前から更新ができます。

内 容 割引率 50%以内

また、手帳の提示とETCでは通行方法が異なります。

①手帳提示の場合は、料金所係員に料金を支払う際に、手帳の必要事項が記載されている部分を提示するか、又は手帳を係員に渡して自動車登録番号等の確認を受けてください。

②ETCの場合は、事前に登録した車載器とETCカードの組み合わせでETCレーンを通行します。ETC機器故障のときやETCレーンのない料金所では、手帳を提示して割引を受けてください。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(3) NHK受信料の減免

対象者及び内容

全 額 免 除	半 額 免 除
①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ②生活保護等公的扶助を受けている世帯	①視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ②身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(㉠・A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ③障害程度が恩給法の特別項症から第1款症に相当する戦傷病者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

手 続 方 法 寄居町役場福祉課で証明を受ける必要があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

申請書送付先 NHKさいたま放送局 経営管理企画センター

〒330-9890 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 NHK さいたま放送局 3F

電話 048-833-2045

(4) 郵便料金等の減免

郵便料金等が無料または低料金でご利用できます。

- 内 容
- ①点字郵便物および盲人用録音郵便物（指定盲人施設の発受するもの）で開封のものは無料になります。
 - ②点字ゆうパック、聴覚障害者ゆうパック（指定された施設と聴覚障害のある方との間で発受するもの）、心身障害者用ゆうメール（日本郵便株式会社に届け出た図書館と障害のある方との間で発受するもの）は低料金になります。
 - ③心身障害者団体発行の低料第三種郵便物（承認を受けたことに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要）で発行人から差し出されるものは低料金になります。

☞ 窓 口 日本郵便株式会社 寄居郵便局

〒369-1299 寄居町大字寄居 389-1

電話 048-581-1284

(5) 青い鳥郵便葉書の配布

対 象 者 身体障害者(1級又は2級)の方、知的障害者(療育手帳に「㉠」又は「A」)の方

申込受付期間 4月1日から5月31日まで(休日により多少の変動があります)

配布する枚数 申し出のあった対象者の方一人につき20枚(無料)

申し出の方法 配布を希望される方は、住所等のお近くの郵便局に身体障害者手帳又は

療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入し、申し出てください。

 窓 口 簡易郵便局を除く全ての郵便局

(6) NTT電話番号案内の料金免除

対 象 者 104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出るにより無料となります。

ア. 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	1 級～6 級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1 級、2 級
聴覚障害	2～4 級、6 級 または音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級、4 級

イ. 療育手帳をお持ちの方

エ. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手 続 方 法 下記窓口へご相談ください。

 窓 口 NTT東日本ふれあい案内担当

電話 0120-104174（全国共通）

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日） ※土・日・祝日及び年末年始は休業

(7) 携帯電話基本使用料等の割引

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証をお持ちの方

内 容 割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

 窓 口 各携帯電話事業者

4. 各種資金の貸付

(1) 埼玉県障害者福祉資金

障害者団体事業資金

身体障害者(児)、知的障害者(児)又は精神障害者(児)の福祉増進のため、障害者(児)施設を開設する方(県内に所在する社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体)等に対して必要な資金をお貸しします。ただし、他制度において補助又は融資を受けられる場合は、本制度の対象外です。

	新規施設開設費	既存施設整備費
貸付限度	800万円	200万円
貸付対象者と対象経費	対象者は以下の事業実施者で、 ・新規施設開設費は施設の開設に伴う建築物の購入、新築、増・改築、改造及び備品購入に要する経費とし、 ・既存施設整備費は既存施設の増・改築、改造及び備品購入に要する経費とする。 (1) 共同生活援助、(2) 生活介護、(3) 障害児通所支援、 (4) 就労移行支援、(5) 就労継続支援、(6) 地域活動支援センター ほか	
貸付利子	据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年2.5%	
据置期間	1年以内	
償還期限	据置期間経過後10年	

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(2) 寄居町福祉資金

所得の少ない世帯の方々が臨時的出費や、収入が不足した時など、緊急の資金が必要な場合に、相談のうえ貸付を行っております。

① 貸付限度額 3万円

② 利 息 無利子(ただし、償還期限経過後は有利子)

③ 返 済 1年以内

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

(3) 埼玉県生活福祉資金

収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯及び障害者のいる世帯を対象とし、その生活の向上を図ることを目的として貸付を行っています。

☞ 窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523

埼玉県生活福祉資金貸付条件一覧

資金種類		貸付条件 貸付限度額
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なものと見込まれる費用	
	生業を営むために必要な経費	(460 万円)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円、1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円、3 年程度 580 万円
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170 万円。1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170 万円。1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150 万円)
	冠婚葬祭に必要な経費	(50 万円)
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50 万円)
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50 万円)
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50 万円)
緊急小口資金	・次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10 万円以内
3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金	
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月 3.5 万円以内 (高専)月 6.0 万円以内 (短大)月 6.0 万円以内 (大学)月 6.5 万円以内
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内
4 不動産担保型生活資金		
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度、月 30 万円以内
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度(集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の 1.5 倍以内)

貸付条件(続き)				
貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
原則 3 月	最終貸付日から 6 月以内	10 年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子	原則必要
—	貸付の日(生活支援費と合わせて 貸し付けている場合には、生活支 援費の最終貸付日)から 6 月以内		連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後年 1.5%	ただし、連帯保証人なしで も申込可
—				
—	貸付の日(分割による交付の 場合には最終貸付日)から 6 月以内	据置期間経過後	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後年 1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしで も申込可
		(20 年)		
		(8 年)		
		(7 年)		
		(8 年)		
		(8 年)		
		(10 年)		
		(5 年)		
		(5 年)		
		(7 年)		
		(3 年)		
		(3 年)		
		(3 年)		
		(3 年)		
		(3 年)		
	貸付の日から 2 月以内	12 月以内	無利子	不要
—	卒業後 6 月以内	20 年以内	無利子	連帯借受人を立てた場合 には原則不要。 ※世帯の状況により審査 の結果、連帯保証人が必 要となる場合あり
借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間	契約の終了後 3 月以内	据置期間終了時	年 3%、又は長期プ ラ임レートのいずれか低 い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
				不要

就 労

1. 職業訓練等

(1) 障害者職業能力開発校

障害者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。訓練期間は訓練科目により原則1年（3ヵ月・6ヵ月もあり）と設定され、入校者には訓練手当が支給されます（所得額等により支給されない場合があります）。また、寄宿舎もあります（利用できない場合もありますので、各訓練校にお問い合わせください）。

窓 口 熊谷公共職業安定所 電話 048-522-5656 (44#)

施設 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号	訓 練 系 (訓 練 科)
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	〒359-0042 所沢市並木4-2	04-2995-1711 (代表)	・メカトロ系（機械製図科、テクニカルオペレーション科、電子機器科） ・建築系（建築設計科） ・ビジネス情報系（OAシステム科、DTP・Web技術科、経理事務科、OA事務科） ・職域開発系（職域開発科、職業実務科）
東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1	042-341-1427	・就業支援科 ・職域開発科 ・調理、清掃サービス科 ・オフィスワーク科 ・ビジネスアプリ開発科 ・ビジネス総合事務科 ・グラフィックDTP科 ・ものづくり技術科 ・建築CAD科 ・製パン科 ・実務作業科 ・OA実務科

※訓練ごとに対象となる障害を設定しています。

(2) 短期の職場適応訓練事業

障害者には、実際に従事することになる仕事を経験して、就業に自信を持ってもらうこと、事業主には、障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうことを目的に、埼玉県が民間事業所に委託して実施します。

ア. 訓練期間：2週間以内（重度障害者の場合は4週間以内）

イ. 事業主に対する委託費の支給：日額960円（重度障害者の場合は1,000円）

ウ. 訓練手当：訓練生には訓練手当が支給されます。

☞ 窓 口 熊谷公共職業安定所 電話 048-522-5656 (44#)
埼玉県産業労働部 雇用労働課 電話 048-830-4536

(3) 障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用事業）

試行雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、本人の適正・能力を見極めた上で継続雇用への移行のきっかけとしていただくことで、障害者の雇用機会の創出を図ります。

①期 間 原則として3ヵ月（事業主と対象障害者の間で、有期雇用契約を締結）

②支給額 対象者1人あたり、月額4万円（最長3ヵ月間）

※精神障害者の方を雇用する場合、雇入れの日から3ヵ月間は月額8万円、4～6ヵ月間は月額4万円。また、精神障害者は原則6～12ヵ月間トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は6ヵ月間に限ります。

※助成金の受給には一定の要件があります。詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

☞ 窓 口 熊谷公共職業安定所 助成金担当 電話 048-522-5656
(33#)

(4) 障害者対象委託職業訓練

障害者の雇用を促進するため、企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。訓練期間は原則1～3ヵ月以内で、受講料は無料です。

対 象 者 ハローワークに求職登録し、就労意欲のある障害者

☞ 窓 口 埼玉県立職業能力開発センター
電話 048-651-3136 FAX 048-651-3114

(5) あんま・マッサージ、針灸技術習得

視覚障害者へのあんま・マッサージ、針灸等の職業訓練を行っている機関として、次の施設等があります。

① 国立障害者リハビリテーションセンター

〒359-8555 所沢市並木 4-1

電話 04-2995-3100 (代) FAX 04-2995-3102

② 県立特別支援学校塙保己一学園

〒350-1175 川越市笠幡 85-1

電話 049-231-2121 FAX 049-239-1015

（６）ヘレン・ケラー学院盲学生技能修得訓練委託制度

対 象 者 県内に１年以上居住し義務教育を修了した身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

内 容 ヘレン・ケラー学院で、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得する場合、委託生として決定された方の授業料及び教材費を県が負担します。

窓 口 **ヘレン・ケラー学院**

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-14-20

電話 ０３－３２００－０５２５



障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

1. 障害福祉サービス等

障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案をふまえ、個別に給付や支援が行われます。

町へ支給申請していただき、支給決定を受けた後、希望するサービスを提供する事業者や施設と自ら契約し、サービスを利用することになります。

障害福祉サービスの利用負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、1ヵ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱費は自己負担です。

（1）サービス内容

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護や家事等の援助を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅での入浴、排せつ、家事等、また外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のための必要な援護や外出時における移動中の介護等、必要な援助を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。
	短期入所（ショートステイ）	在宅の障害者等を介護する方が病気の場合等に、障害者等が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主として昼間に病院において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービスです。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動の機会等を提供するサービスです。
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	主として夜間、施設に入所する障害者等に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスです。

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援（A型=雇用型・B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面で課題を把握するとともに企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要な介護の他、相談や日常生活上の援助を行います。介護サービス包括型と日中支援型等があります。

相談支援事業	計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

〈児童福祉法〉

障害児通所支援	児童発達支援	療育の必要な未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等が必要な障害児に児童発達支援及び治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うサービスです。
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与や治療を行うサービスです。

※障害児の入所支援は、都道府県が実施しています。

（２）日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

例えば、現在、障害者支援施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。

日中活動の場

以下から１つ、又は複数の事業を選択

- ・療養介護（医療型）※療養介護については、医療機関への入院と併せて実施
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援、就労継続支援（Ａ型＝雇用型・Ｂ型＝非雇用型）
- ・地域活動支援センター（地域生活支援事業）

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援又は共同生活援助（グループホーム）

(3) サービスの利用の手続き

- ① **相 談 ・ 申 請** 町又は相談支援事業所へ相談・申請をします。
- ↓
- ② **「サービス等利用計画案」の作成依頼** 町は、申請をされた方（利用者）に、指定特定相談支援事業所が作成する、サービス等利用計画案（障害児の方は、指定障害児相談支援事業所が作成する、障害児支援利用計画案）の提出を依頼し、作成をする相談支援事業所を決定します。
- ↓
- ③ **認 定 調 査** 調査員が本人の現在の生活や障害の状況について確認します。全国統一の調査項目によりコンピュータで判定されます。
- ↓
- ④ **医 師 意 見 書** 【原則、介護給付のみ】
主治医へ医師意見書の作成依頼を町が行います。
- ↓
- ⑤ **審 査 ・ 判 定** 【介護給付のみ・18歳未満はなし】
調査の結果及び医師意見書の内容を踏まえ、町に設置されている審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分^(注)が決められます。（障害者の心身の状態等により区分1から区分6までの6つの区分に分けられます。）
- ↓
- ⑥ **認 定 ・ 通 知** 障害支援区分や相談支援事業所から提出されたサービス等利用計画案をもとにサービスの支給量を決定し、受給者証が発行されます。
- ↓
- ⑦ **サービス担当者会議** 本人、家族、関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画を作成します。
- ↓
- ⑧ **サービスの利用開始** 事業所と契約を交わし、サービスの利用開始となります。

(注) 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：数字が大きい程、必要とされる支援の度合いが高い）です。

調査項目は、①移動や動作等に関連する項目、②身の周りの世話や日常生活等に関連する項目、③意思疎通等に関連する項目、④行動障害に関する項目、⑤特別な医療に関連する項目となっており、町の審査会での総合的な判定を踏まえて認定します。

☞ **窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

（４）サービス利用者負担

原則としてサービスの費用の１割を負担していただくことになります。ただし、所得に応じて負担の上限額が定められています。また、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費は実費負担です。

区 分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0 円
低所得 1	町民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が 80 万円以下の方	
低所得 2	町民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない方	
一 般 1	町民税課税世帯（所得割 16 万円（障害児（注）にあつては 28 万円））未満の方（20 歳以上の施設等入所者を除く）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
一 般 2	町民税課税世帯で一般 1 に該当しない方	37,200 円

（注）「障害児」には、20 歳未満の施設等入所者を含みます。

※収入額が一定額以下の施設入所者又はグループホームの利用者が負担する家賃に対する補足給付の制度があります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
障害者（＝18歳以上。ただし、施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（＝18歳未満。ただし、施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 65 歳以上（又は 40 歳から 64 歳までの特定疾病患者）で、障害のある方の場合、介護保険制度のサービスと障害福祉のサービスにおいて共通するサービス（補装具・日常生活用具の一部・居宅介護（ホームヘルプ）等の一部の障害福祉サービス）については、原則として介護保険制度のサービスが優先となります。

ただし、介護保険制度にはないサービスを受けたい場合や、条件によっては、介護保険サービスの他に障害福祉のサービスを受けられることもありますので、お問い合わせください。

また、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した介護保険サービスの利用者負担が償還される制度もあります。

2. その他のサービス

(1) 自立支援医療

精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化された制度です。

詳しくは P17、18 をご覧ください。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業です。
	日中一時支援事業	障害者には日中の活動の場を提供し、介助している家族には一時的な休息を提供する事業です。
	生活訓練等事業	通所により日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用してしている人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	就職支度金支給事業	就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用して就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

その他、日常生活用具 (P22) や入浴サービス (P28) 等が該当します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

高齢者支援

65 歳以上（一部 40 歳以上）の方には、障害者支援の他に高齢者としての支援を受けることができます。

ここでは、それらの支援等を一部抜粋して掲載します。

（１）介護保険制度

介護保険制度は、40 歳以上の方が加入者となって保険料を納め、介護が必要になっても地域で安心して暮らせるようサービスを利用できる制度です。

- 対 象 者 ① 65 歳以上で、介護や支援が必要と認定された方
 ② 40～64 歳の医療保険加入者で、特定疾病（下表）が原因で介護や支援が必要と認定された方

・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靱帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	・脳血管疾患 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症 ・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
--	--

- 内 容 在宅サービス、施設サービス等様々なサービスがあります。
 その中で、障害福祉制度のサービスと共通するサービス（ホームヘルプ等）については、障害者の方であっても、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。
 なお、介護保険制度にはないサービスについては、障害福祉制度のサービスが利用できます。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班（寄居介護保険事務所）
 電話 048-581-2121 内線 123・124
 大里広域市町村圏組合 介護保険課
 電話 048-501-1330

（２）地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など、様々な面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、ケアマネージャーなどから受けた色々な相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。

☞ 窓 口 大里広域地域包括支援センター

- ・ 寄居町社会福祉協議会（折原、鉢形、男衾地区）

電話 ０４８－５８１－８５４８

- ・ 埼玉よりい病院（市街地、西部、桜沢、用土地区）

電話 ０４８－５８４－００６２

（３）シルバー人材センター

高齢化社会の中で健康で働く意欲があり、原則として60歳以上の方が会員となり、豊かな経験と知識を活かして、個人の能力に応じた仕事を紹介しております。

☞ 窓 口 公益社団法人寄居町シルバー人材センター

電話 ０４８－５８１－３４５１

（４）高齢者福祉タクシー利用料金助成

対 象 者 町内に住所を有する在宅者で、町民税非課税世帯の方のうち、下記①、②、③のいずれかに該当する方

① 75歳以上のひとり暮らしの方で、「介護保険法」の要介護・要支援に認定されている方

② 75歳以上の高齢者のみの世帯で、「介護保険法」の要介護・要支援に認定されている方

③ 65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

内 容 町と協定締結している事業所のタクシーを利用した場合、初乗り運賃相当額を助成するものです。運賃が初乗り相当額の2倍以上の場合は、初乗り運賃の2倍を上限に助成します。

なお、重度心身障害者福祉タクシー利用者は対象外です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 ０４８－５８１－２１２１ 内線 123・124

（５）要援護高齢者布団乾燥事業

対 象 者 町内に住所を有し、「介護保険法」の要介護4、5に認定されている在宅高齢者等

内 容 布団乾燥業者を年3回家庭に派遣し、寝具類の洗濯・乾燥消毒を行います。利用者負担額は1回800円（税別）で被保護世帯は無料です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(6) 老人日常生活用具給付等

対 象 者 町内に住所を有し、身体上もしくは精神上の障害があるため介護を必要とし、その状態が継続すると認められるおおむね 65 歳以上の在宅高齢者等

内 容 電磁調理器・火災警報器・自動消火器・老人用電話などを給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。ただし、利用者世帯の所得により費用の負担があります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(7) 緊急時通報システム

対 象 者 町内に住所を有し、同一敷地内又は同一建物内に親族がいない方で次の①、②のいずれかに該当する方

① おおむね 65 歳以上の高齢者で身体上慢性的な疾患などにより日常生活を営むうえで、常時注意を要する方

② 重度身体障害者（身体障害者手帳 2 級以上の障害を有する方）

内 容 急病又は事故等の緊急事態に対処するため、緊急時通報システムを設置することにより、高齢者等の不安を解消し、生活の安全を確保します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(8) 徘徊高齢者探索システム

対 象 者 町内に住所を有する徘徊行動のある 65 歳以上の在宅認知症高齢者等

内 容 利用者の情報登録した端末機を利用者に常時装着し、衛星（GPS）と携帯電話の仕組みを利用して現在位置の特定を行い、事故等の防止を図ります。利用者負担は、基本料金が 750 円（税別）で被保護世帯は無料です。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(9) 徘徊高齢者等早期発見シール事業

対 象 者 町内に住所を有する高齢者等で、「介護保険法」の要介護・要支援に認定されていて徘徊の症状がある方等

内 容 対象者の常用する靴や服などにドライヤーやアイロンで貼るシールを配布します。シールを付けた方が帰宅できずに困っているところを見かけた場合、最寄りの警察等へ連絡してもらうことで、早期発見につながります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(10) 救急医療情報キットの配布

対 象 者 町内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らしの方

配 布 物 保管容器、医療情報用紙、冷蔵庫用保管表示ステッカー

内 容 かかりつけ医や持病などの救急情報を記入した用紙等を筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておき、救急時に駆け付けた救急隊が迅速な救急活動に役立てます。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(11) 歩行補助杖等の給付

対 象 者 ①歩行補助杖

町内に住所を有するおおむね65歳以上で杖が必要になった方、及び身体障害者手帳（肢体不自由）を交付されている方で、杖が必要な方

②盲人安全杖

町内に住所を有する身体障害者手帳（視覚）を交付されている方、及びおおむね65歳以上で杖が必要な方

内 容 身体上の障害のため、歩行に支障がある在宅の高齢者等に歩行補助杖等を給付します。申請の際には民生委員の意見が必要となります。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

(12) 介護マークの貸出し

対 象 者 町内に住所を有する要介護者等の介護者で、介護マークを利用したい方

内 容 外見から介護が必要であることが分かりにくい認知症高齢者や障害者等を在宅で介護する方に、介護マークを貸出します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

緊急時・災害時等の支援

(1) 緊急時の110番通報

聴覚に障害がある方、又は言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、緊急通報を通話以外の方法で受理します。

○メール110番

携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報することができます。

- ・ **通報用アドレス (URL)** <http://saitama110.jp/>

上記のアドレスを入力するか右のQRコードから読み込んでください。



- ・ **練習用アドレス (URL)** <http://saitama110.jp/tr/>

こちらは**練習用**のアドレスです。

事件事故が発生した場合は「通報用アドレス」から通報してください。



(練習用)

○ファックス110番

ファックスを利用して緊急通報を受理します。

~~~~~(巻末に送信用紙がありますので、ご利用ください。))~~~~~

**FAX 0120-264-110**

☞ **窓 口 埼玉県警察本部 地域部 通信指令課**

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

**電話 048-832-0110**

## (2) 緊急時の119番通報

聴覚に障害がある方、又は音声による通報が困難な方を対象に、火災や救急の緊急通報を通話以外の方法で受理します。

### ○ファックス119

ファックスを利用して緊急通報局番なしの「119番」で送信できます。

~~~~~(巻末に送信用紙がありますので、ご利用ください。))~~~~~

これ以外の用紙でも通報は可能ですが、以下の内容は必ず記載してください。

- ① 火災、救急の別
- ② 火事の場合、何が燃えているのか。
- ③ 救急の場合、どのような症状か。どこをけがしたのか。
- ④ 住所、氏名、年齢、性別、FAX 番号

○メール 119

携帯電話やパソコンから E メールで緊急通報することができます。対象者は町内に在住、通勤、通学している聴覚障害者等で、利用には事前に登録が必要となりますので、詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

☞ **窓 口 深谷市消防本部 指令課**

電話 048-571-0119 FAX 048-571-5898

(3) 寄居町メール配信サービス

内 容 防災や防犯等の情報を携帯電話やパソコンのメール機能を利用し、事前に登録をしていただいた方に一斉送信を行うサービスを行っています。なお、登録や受信の際の通信料等は利用者負担となります。

配 信 情 報

| | |
|-------------------|---------------------|
| 防災情報（地震、洪水、土砂災害等） | 防犯情報（不審者情報、振り込め詐欺等） |
| 火災情報 | 防災行政無線放送 |
| その他緊急情報（熱中症、迷い人等） | 行政情報（イベント、観光等） |

登 録 手 続

携帯電話をご利用の方は、次のアドレスへ件名や本文を記載せずメールを送信してください。⇒yorii@v.bmb.jp

パソコンやスマートフォンをご利用の方は、次のアドレスから登録してください。⇒<https://v.bmb.jp/bm/p/f/tf.php?id=yorii&task=regist>

携帯電話やスマートフォンをご利用の方は、右下の QR コードを読み取り登録することも可能です。



☞ **窓 口 寄居町役場 自治防災課**

電話 048-581-2121 内線 371

(4) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

配慮が必要な方で受け取りを希望する方は、下記窓口にて配布を行っています。

☞ **窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班**

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

(5) 地域支えあい活動見守り登録事業

普段の見守りを希望する方に登録いただき、ご本人の同意を得た上で地域のボランティアが見守りを行っています。

☞ **窓 口 寄居町社会福祉協議会 電話 048-581-8523**

（６）災害時避難行動要支援者登録制度

災害発生時に自力で避難することが困難な方に、あらかじめ同意のうえ登録していただき、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織などと共有して、円滑かつ迅速に避難支援や安否確認、また平時の避難訓練等に活用するための名簿です。

対 象 者 次の町内在住の①～④のいずれかに該当する方

- ①75 歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で、避難支援を必要とする方
- ②要介護認定区分 3・4・5 の認定を受けている方で、避難支援を必要とする方
- ③身体障害者手帳（1、2 級）、療育手帳（㊤、A）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）のいずれかをお持ちの方で、避難支援を必要とする方
- ④町の生活支援を受けている難病患者

※いずれも在宅生活でない方（施設入所や長期入院等）を除く

本人または代理申請者が登録の趣旨及び災害時の避難支援や安否確認の為に消防署、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に情報提供することに同意のうえ、申請をしていただきます。

また、要支援者名簿の情報は毎年更新し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区（自主防災組織）に貸与します。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 介護保険・高齢者福祉班

電話 048-581-2121 内線 123・124

（７）よりい災害時支援用バンダナ

災害時に災害時支援用バンダナを着用することにより、周囲の人がどのような事に配慮すれば良いのかわかり、避難するための支援や避難からの支援を受けやすくなるものです。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳が交付となった方に配布をしています。



使用方法

- ・使用する際は、いずれかのメッセージが見えるように、肩から背中にかけて着用します。
- ・自由記載欄には、下線の箇所にあらかじめ本人に合わせた支援内容を記載できるようになっています。
- ・災害時には三角巾として使用するなど、必要に応じてお使いください。

☞ 窓 口 寄居町役場 福祉課 社会福祉班

電話 048-581-2121 内線 121・122・125

災害への備え ～自分で自分の身を守るために～

1. 備蓄品・非常用持出品

★のついたアイテムは最小限の非常用持出品です。各ご家庭で必要な非常用持出品について検討し、リュックサック等に入れ、避難する際に持っていけるようにしましょう。また、定期的に消費期限等を確認し、必要に応じて入れ替えましょう。

備蓄量の目安 家族の人数×最低3日間分 ※推奨7日間分

【 非常用食品 】

☐★水(飲料水=1人1日3L)

※生活用水は浴槽等に貯水

☐★食料品(米、乾燥ご飯、カップ
麺、梅干し等)

【 貴重品 】

☐★現金

(公衆電話用に10円硬貨、100円硬貨等)

☐★印鑑

☐★身分証明書のコピー

(運転免許証、保険証等)

☐★預貯金通帳のコピー

☐車・家のスペアキー

【 情報収集 】

☐★携帯電話・スマートフォン

☐モバイルバッテリー

☐携帯ラジオ

☐ハザードマップ

☐乾電池

☐筆記用具

【 救急用品等 】

☐救急用品(ばんそうこう、傷薬等)

☐★医薬品(常備薬、持病の薬等)

☐体温計

☐★アルコール消毒液

☐★マスク

☐ティッシュ・ウェットティッシュ

☐衣類(着替え用)

☐タオル

【 生活用品 】

☐懐中電灯・ヘッドライト

☐歯磨きセット

☐ヘルメット・防災ずきん

☐燃料(卓上コンロ、固形燃料等)

☐軍手

☐毛布(簡易ブランケット)

☐紙コップ・紙皿

☐ライター・マッチ・ろうそく

☐携帯用トイレ

☐ハサミ類

☐雨具

【 その他(自分や家族に必要なもの)】

◎日常的に使用している物品(ストマ装具・紙おむつ等)は、最低1週間分は備蓄し、非常時に持ち出せるようにしましょう。

2. 家（室内・室外）の安全対策

室内の家具などの安全を確認しましょう。

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 耐震・耐火対策 | ☐ 家具類の転倒・落下・移動防止対策 |
| ☐ ガラス飛散防止対策 | ☐ 火災報知機 ☐ 消火器 |
| ☐ 避難通路の確保 | ☐ 電気・ガス・水道の点検 |

安全に避難するために、家のまわりの危険度や避難経路を調べておきましょう。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ ハザードマップの確認 | ☐ 避難先（避難所など）の確認 |
| ☐ 避難経路（複数）を決める | ☐ 家族一人ひとりの役割を決める |

3. 連絡先等の確認

家族会議等を開き、いざというときの連絡先や避難先を決めておきましょう。

◆みんなの連絡先

| | |
|-------|-----|
| ☺ | TEL |
| ----- | |
| ☺ | TEL |
| ----- | |
| ☺ | TEL |
| ----- | |
| ☺ | TEL |
| ----- | |
| ☺ | TEL |
| ----- | |
| ☺ | TEL |
| ----- | |

◆集合場所

4. 災害情報等の収集

災害発生時は、電話が集中しつながりにくくなるので、複数の手段を活用して、災害情報を確認しましょう。

- 防災行政無線
- 寄居町メール配信サービス
- 災害用伝言ダイヤル

災害が発生し、被災地へ電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。登録できる電話番号は「市外局番＋固定電話の番号」です。

被災地の方（録音）… 171 → 1 → 自分の電話番号 → ガイダンスに従い録音
安否確認の方（再生）… 171 → 2 → 相手の電話番号 → ガイダンスに従い再生

※携帯電話番号の登録については各通信事業者にお問合せください。

- 災害用伝言板（web171）

インターネットで安否を確認・登録できる伝言板です。

<https://www.web171.jp/>

- 公衆電話の無料化

被災地で公衆電話の無料化措置がとられ、日本国内の固定電話、携帯電話、IP電話、ナビダイヤル番号（0570）で始まる番号、時報・天気予報・災害用伝言ダイヤルが無料となります。（一部機種を除く）

5. 防火防災訓練等への参加

住んでいる地域で予想される災害を想定しましょう。また、災害時には、近隣の住民同士の協力（共助）が必要です。普段からコミュニケーションをとり、地域で行われる防火防災訓練等へ参加しましょう。

資料編

関 係 機 関 一 覧

| 名 称 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電話／F A X |
|--|----------|---|-------------------------------|
| N H K さ い た ま 放 送 局
経営管理企画センター | 330－9890 | さいたま市浦和区常盤
6-1-21NHK さいたま放
送局 3F | 048－833－2045/
048－834－3542 |
| 熊 谷 県 税 事 務 所 | 360－8501 | 熊谷市末広 3-9-1 | 048－523－2809 |
| 熊 谷 公 共 職 業 安 定 所 | 360－0014 | 熊谷市箱田 5-6-2 | 048－522－5656/
048－524－5690 |
| 埼 玉 県 熊 谷 児 童 相 談 所 | 360－0014 | 熊谷市箱田 5-13-1 | 048－521－4152/
048－520－1036 |
| 熊 谷 税 務 署 | 360－8620 | 熊谷市仲町 41 | 048－521－2905 |
| 熊 谷 年 金 事 務 所 | 360－8585 | 熊谷市桜木町 1-93 | 048－522－5012/
048－529－2175 |
| 埼 玉 県 熊 谷 保 健 所 | 360－0031 | 熊谷市末広 3-9-1 | 048－523－2811/
048－523－4486 |
| 権利擁護センター（社会福祉法
人埼玉県社会福祉協議会） | 330－8529 | さいたま市浦和区針ヶ
谷 4-2-65（彩の国すこ
やかプラザ内） | 048－822－1204/
048－822－1406 |
| さいたま家庭裁判所熊谷支部 | 360－0041 | 熊谷市宮町 1-68 | 048－500－3113 |
| 埼 玉 県 総 合 リ ハ ビ リ
テ ー シ ョ ン セ ン タ ー | 362－8567 | 上尾市西貝塚 148-1 | 048－781－2222/
048－781－2218 |
| 埼玉県立熊谷点字図書館 | 360－0031 | 熊谷市末広 3-9-1 | 048－525－0777 |
| 埼 玉 県 立 熊 谷 図 書 館 | 360－0014 | 熊谷市箱田 5-6-1 | 048－523－6291/
048－523－6468 |
| 埼玉県自動車税事務所熊谷支所 | 360－0844 | 熊 谷 市 御 稜 威 ケ 原
701-5 | 048－532－8011/
048－530－1011 |
| 埼 玉 県 北 部 福 祉 事 務 所 | 367－0047 | 本庄市前原 1-8-12 | 0495－22－0101/
0495－22－2396 |
| 寄 居 警 察 署 | 360－1202 | 寄居町大字桜沢 923 | 048－581－0110 |
| 寄居町社会福祉協議会 | 369－1221 | 寄居町大字保田原 301
（保健福祉総合センター内） | 048－581－8523/
048－581－8544 |
| 寄居町総合相談支援センター | | | 048－501－7027/
048－581－8544 |
| 寄 居 町 役 場 | 369－1292 | 寄居町大字寄居 1180-1 | 048－581－2121/
048－581－9160 |

障害者のための福祉施設等

下表の福祉施設等は、障害者を援護、育成、又は更生のための各種の治療、訓練などを行っています。各障害者施設については、県ホームページをご覧ください。

なお、障害児の福祉施設については、P71 の〈児童福祉法〉欄が該当となります。

| 施設の種類 | 内容 | 窓口 |
|---------------------|--|--|
| 身体障害者福祉センター
(A型) | 障害のある方の各種相談に応ずるとともに、無料又は低額な料金で、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設です。 | 埼玉県障害者交流センター
〒330-8522
さいたま市浦和区大原 3-10-1
電話 048-834-2222
FAX 048-834-3333
URL http://www.kouryu.net/ |
| 身体障害者福祉センター
(B型) | 障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業(創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成等)を無料又は低額な料金で実施する施設です。 | 寄居町役場 福祉課
社会福祉班

電話 048-581-2121
内線 121・122・125 |
| 盲人ホーム | あん摩免許、はり師免許又はきゅうし免許を有する視覚障害者の方で、自営又は雇用されることが困難な場合に、自立更生を図ることを目的に必要な技術の指導を行う施設です。 | |
| 知的障害者職親委託制度 | 施設での訓練と社会での自立生活との間をつなぐもので、知的障害者を職親が預かり、生活指導・技能習得訓練を行い、就職に必要な素地を身に付けることを目的とした制度です。 | |
| 地域活動支援センター | 障害者の方に創作的活動や生産活動を行う機会を提供する施設です。 | |
| 埼玉県伊豆潮風館 | 障害者とその家族の方が気軽に宿泊、休養するための施設です。おおむね 20 人以上の障害者の団体であれば、埼玉県内直行便の大型送迎バス(さわやか号・そよかぜ号／車椅子用リフト、トイレ付)が利用できます。 | 埼玉県伊豆潮風館
〒413-0231
静岡県伊東市富戸 1317-89

電話 0557-51-1504
FAX 0557-51-3436 |

寄居町内障害福祉事業所等一覧

| No. | 施設等の名称 | 種 別 | 設置・経営主体 | 住 所 | 電話番号 |
|-----|-----------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 埼玉療育園 | 障害児入所施設/療養介護/短期入所 | (福)埼玉療育友の会 | 藤田 179-1 | 580-2400 |
| 2 | 山鳩よりい | 施設入所支援/短期入所/生活介護 | | 藤田 322-1 | 581-5868 |
| 3 | こども通園センター
つばさの園 | 児童発達支援/放課後等デイサービス/
保育所等訪問支援 | | 藤田 179-1 | 580-0215 |
| 4 | ヘルパーセンター
つばさ | 居宅介護 | | | 580-0215 |
| 5 | 寄居町障害者生活支援センター「とも」 | 特定相談支援/障害児相談支援 | | | |
| 6 | はぐくみ園 | 就労継続支援 B 型/
生活介護 | (福)はぐくむ会 | 末野 2044 | 581-8050 |
| 7 | 第二はぐくみ園 | 生活介護 | | 末野 508-1 | 580-2211 |
| 8 | はぐくみ寮/
第二はぐくみ寮 | 介護サービス包括型
共同生活援助 | | 寄居 1391/
末野 825-1 | 581-4009/
586-1500 |
| 9 | 相談支援センター
はぐくみ | 特定相談支援/障害児相談支援 | | 寄居 1476-1 | 581-2112 |
| 10 | はぐくみデイサービス
センター | 共生型生活介護 | | 末野 527-1 | 581-0055 |
| 11 | 介護老人保健施設 逍遙の郷 | 医療型短期入所 | | 折原 2482 | 581-8855 |
| 12 | 寄居事業所 | 就労継続支援 B 型 | (福)おぶすま福祉会 | 今市 493-1 | 582-4831 |
| 13 | おぶすま第1ケアホーム/
おぶすま第2ケアホーム | 介護サービス包括型
共同生活援助 | | 今市 493-1/
今市 157-1 | 582-4831/
582-2979 |
| 14 | 相談支援センターおぶすま | 特定相談支援 | | 今市 493-1 | 582-4831 |
| 15 | みんなの手相談支援センター | 特定相談支援/障害児相談支援 | エイチアンドケイ(株) | 寄居 400-3 | 581-8541 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 16 | ひだまり作業所 | 就労継続支援 B 型 | (特非) ひだまり
の会 | 寄居 366-3 | 586-1605 |
| 17 | 桑の実クラブ | 就労継続支援 B 型/
就労移行支援 | (特非) 桑の実 | 用土 2931-1 | 584-3848 |
| 18 | マルベリー | 地域活動支援センタ
ー | | 富田 3024-7
キャッスル東和 103 号 | 582-5004 |
| 19 | ケアサービス
たんぼぼ寄居 | 居宅介護/重度訪問
介護/同行援護 | (有) 介護サービ
スたんぼぼ | 寄居 887-1 | 586-1966 |
| 20 | 相談支援
たんぼぼ寄居 | 特定相談支援/障害
児相談支援 | | | |
| 21 | 居宅介護さいゆう | 居宅介護/重度訪問
介護 | (特非) 生活サポ
ートさいゆう | 西ノ入 476-1 | 586-0900 |
| 22 | 生活介護さいゆう | 共生型生活介護 | | | |
| 23 | 相談支援さいゆう | 特定相談支援/障害
児相談支援 | | | |
| 24 | グループホームやよい | 介護サービス包括型
共同生活援助 | | 西ノ入 424-6 | 598-7716 |
| 25 | 寄居町社会福祉
協議会 | 居宅介護/重度訪問
介護 | (福) 寄居町社
会福祉協議会 | 保田原 301 | 581-8523 |
| 26 | グループホームらら | グループホーム | (同) 夕風 | 用土 1652-21 | 577-7877 |
| 27 | けあビジョン寄居 | 居宅介護/同行援護 | (株) ビジュアル
ビジョン | 富田 1730-13
メゾン・ラ・クール 1F | 582-5152 |
| 28 | 放課後等デイサービス
クレヨン | 放課後等デイサービ
ス | (株) Ringbell | 桜沢 2879-11 | 598-5645 |
| 29 | 放課後等デイサービス
やまっこクラブ寄居 | 放課後等デイサービ
ス | (一社) やまび子 | 寄居 1189-6 | 501-7082 |
| 30 | グループホームふわ
ふわ寄居 | 日中支援型共同生
活援助/短期入所 | (株) 恵 | 富田 1587-1 | 501-2083 |

寄居町ボランティアグループ一覧

令和6年3月現在

| No | グループ名
(会員数) | 活動日
場所 | 活動内容 |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 寄居町赤十字奉仕団
(53名) | 随時
各地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・献血推進運動、赤十字事業への協力 ・社協事業への参加協力 ・高齢者、障害者スポーツ大会への協力、介助活動 ・赤い羽根共同募金運動、歳末助け合い運動への協力 |
| 2 | ボランティア
かわせみ会
(9名) | 第2火曜日
13:00～
ユウネス | <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス用の絵手紙作り（年4回） ・施設での絵手紙展示 ・技術向上のための絵手紙展 |
| 3 | 寄居町
点訳ボランティア
「きつつき」の会
(11名) | 第1.3木曜日
10:00～
ユウネス | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者からの依頼物の点訳活動 ・点字版小冊子の発行・視覚障害者との交流会 ・小中学校における総合的な学習での点字体験指導 ・点字講習会の指導、ボランティア養成講座への協力 |
| 4 | 寄居町
朗読ボランティア
「よりの会」
(15名) | 例会：第1.3木曜日
13:30～
活動：月1～2回
ユウネス等 | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者へ、広報よりい、社協だより、声の年賀状、依頼物等の録音CDの作成 ・町内福祉施設で月1～2回お話会の開催 ・視覚障害者との交流 |
| 5 | 手話サークル
元気会
(24名) | 火曜日
19:30～
第1.3木曜日
10:00～
中央公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ・手話を通じて、聴覚障害者の理解を深めると共に協力する ・聴覚障害者との交流会 ・小中学校の総合的な学習での手話体験指導 ・聴覚障害者福祉会後援会（どんぐり）への協力 |
| 6 | 友愛電話ボランティア
「もしもし電話」の会
(6名) | 例会：偶数月第2
水曜日
活動：第1.3
水曜日
ユウネス | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者を対象に、隔週安否の確認と、孤独感を和らげる支援活動 ・4年に1度、利用者との交流会（休止中） |
| 7 | ボランティアだより
編集会
(3名) | 編集会議：随時
ユウネス
取材活動：随時 | <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの中の「ボランティアだより」部分の取材、編集 ・ボランティアだよりを通じて、ボランティア活動を町民の皆さんに知ってもらう |
| 8 | 運転・介助友の会
(8名) | 例会：月1回
ユウネス
活動：ニーズに応じて | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者や高齢者の病院、施設等への送迎と介助活動（社協の移送サービスへの協力） |

| | | | |
|----|---|-------------------------------------|---|
| 9 | 人にやさしい
町づくりをめざす会
(14名)※休会中 | 例会:月1回
18:30～
活動:ニーズに応じて | ・住みやすい環境作りをめざして、道路や公共施設等の調査、点検活動
・高齢者、障害者を対象とした住環境等に関する相談に応じて、点検、整備、改善 |
| 10 | 寄居町
訪問ボランティア
「芸能友の会」
(12名) | 例会:第3日曜日
隣保館
活動:ニーズに応じて | ・福祉施設やいきいきサロンで、民謡、日本舞踊、大道芸等を披露して交流 |
| 11 | おとうさんの
料理教室
(17名) | 毎月1回
ユウネス | ・毎月1回、男性の自立を目指して料理実習 |
| 12 | 介護保険
サポーターズよりい
(7名) | 勉強会:毎月(不定期) | ・介護保険の基礎的な内容や利用方法についての説明等を通じて制度の周知に寄与する
・高齢者福祉の観点から介護保険制度や地域福祉について学び住民とともに考えていく
・介護者サロンや認知症カフェ等の介護者支援への協力 |
| 13 | 寄居町ミュージック
ベルボランティア
「きらきら星」
(11名) | 毎週月曜日
10:00～
ユウネス | ・施設、いきいきサロン等のニーズにより、お年寄りや障害のある方々とベルの演奏を通しての交流活動
・保育園等の行事に参加
・アマカルコンサートに参加
・技術向上 |
| 14 | ひだまり文庫
(19名) | 第1.3火曜日
10:00～
ユウネス | ・布おもちゃや布えほんを手作り
・図書館への布えほんの寄贈
・ひだまり広場を開催し、親子の楽しい集いを企画 |
| 15 | 福祉教育サポート
「かけはし」
(7名) | 例会:不定期
活動:ニーズに応じて | ・福祉教育、ボランティア体験学習を支援し、障害のある人もない人も、様々な人々が共生できる町づくりを目指し、車いす、ガイドヘルプ、アイマスク歩行、高齢者疑似体験等の指導 |
| 16 | 子育てサポーター
「あ・そ・ぼ」
(14名) | 例会:奇数月1回
活動:ニーズに応じて | ・保健センターの乳幼児健診時の託児や、児童館での見守りや保育活動
・読み聞かせや料理教室などの各種講座の開催
・夏のボランティア体験プログラムへの協力 |
| 17 | 事務ボランティア
えんぴつ
(6名) | 相談会:偶数月
第1金曜日
11:00～
かわせみ荘 | ・年間登録していただいた団体の総会資料や通知等の申請書等を作成し、パソコンへのデータ入力や印刷のお手伝い |
| 18 | ほっとサロン
(12名) | サロン:第4水曜日
吹矢:第1火曜日
卓球:第2.3木曜日 | ・ほっとサロン(昼食を作って食べる会)
・心に悩みのある方と、その家族を支援する |

【問い合わせ】寄居町社会福祉協議会・寄居町ボランティアセンター

電話 048-581-8523 / FAX 048-581-8544

障害者関係シンボルマーク一覧

| シンボルマーク | マークの名称 | マークの概要、使用方法など |
|---|------------------------|--|
|  | 障害者のための国際シンボルマーク | <p>障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。特に車椅子を利用する障害者を限定し使用するものではなく、すべての障害のある方を対象としたものです。</p> <p>関係機関・団体:財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> |
|  | 盲人のための国際シンボルマーク | <p>世界盲人連合が定めた世界共通の国際シンボルマークです。視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>関係機関・団体:社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> |
|  | 聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク | <p>世界ろう連盟が定めた世界共通の国際シンボルマークです。いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。</p> <p>関係機関・団体:世界ろう連盟</p> |
|  | 聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク) | <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある方は、その障害が見た目には分からないために、誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活上の不安があることから、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。</p> <p>関係機関・団体:一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> |
|  | ハート・プラスマーク | <p>心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。外見からは分かりにくいため様々な誤解を受けることがあります。内部障害のある方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするためのマークです。</p> <p>関係機関・団体:特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> |
|  | ヘルプマーク | <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p> <p>関係機関・団体:東京都</p> |
|  | オストメイトマーク | <p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレには、入口に表示されています。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排せつ物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p> <p>関係機関・団体:公益社団法人日本オストミー協会</p> |
|  | ほじょ犬マーク | <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務づけられています。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーを訓練されており、衛生面もきちんと管理されています。体の不自由な方の、体の一部になって働いています。</p> <p>関係機関・団体:厚生労働省社会・援護局</p> |
|  | 身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク) | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>関係機関・団体:各警察署、交通安全協会</p> |
|  | 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) | <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>関係機関・団体:各警察署、交通安全協会</p> |

